

会議録

会議の名称	平成 30 年度第 4 回本庄市地域福祉計画審議会
開催日時	30 年 1 2 月 3 日 (月) 午後 1 時 30 分から 午後 6 時 00 分まで
開催場所	本庄市児玉文化会館セルディ
出席者	広瀬伸一委員、鈴木豊彦委員、岡芹正美委員、茂木秀夫委員、 種村朋文委員、須藤成光委員、森みどり委員、齋藤康雄委員、 堀口芳嗣委員、井上悦子委員、飯塚二三子委員、高橋祐介委員、 神岡豊子委員、栗原隆委員、野本壽永委員、宮里充子委員、高橋勉委員
欠席者	金井敏委員、卜部由美子委員、藺部光一委員
事務局職員	本庄市： 福祉部：山田由幸部長 地域福祉課：塩原秀一課長、五十嵐世志雄課長補佐、井田有為主事 (福) 本庄市社会福祉協議会： 駒沢三郎事務局長、茂木亮一次長 地域福祉係：関根達也係長、深井結香主任 NPO 法人日本地域福祉研究所： 高橋信幸事務局長
議題 (次第)	別紙次第の通り
配付資料	別紙
その他特記事項	
主管課	地域福祉課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項
事務局（塩原）	<p>それではこれより平成 30 年度、第 4 回本庄市地域福祉計画審議会を開催させていただきます。皆さま、公私ともにご多忙なところご出席をいただきましてありがとうございます。本日の司会は本庄市地域福祉課長の塩原です。よろしくお願いたします。まず初めに、本日配布いたしました資料の確認をさせていただきます。</p>
事務局（井田）	<p>皆さま、改めましてこんにちは。本庄市地域福祉課の井田です。本日、配布させていただきました当日配布資料が①から⑥まで 6 種類ございます。左上にクリップ止めをさせていただいておりますこちらの資料の束が皆さまのお手元にあるかと思しますので、ご確認をいただければと思います。</p> <p>まず当日配布資料①につきましては、題名が「第 2 期本庄市地域福祉計画基本理念、サブタイトルおよび計画名称について」というもの。またそれをめくっていただきまして、当日配布資料の②が「審議会委員事前提出意見について」という、そちらが 2 枚ございます。また当日配布資料③といたしまして、こちらが A3 の資料になってございます。「第 5 章計画推進体制および点検評価」と書かれておるもの。またそれをめくっていただきまして、当日配布資料の④が「計画の策定にあたって」という第 1 章の表紙が書かれておりますが、こちらはコンサル事業者の方にデザインの委託をした結果、こういった形になるというサンプルです。またその資料の後ろ、当日配布資料⑤が「コミュニティソーシャルワークについて」と書かれておるものですが、こちらにつきましては、計画素案のコラムとして事前配布資料の方には掲載しておりませんでしたものを、改めて本日説明をさせていただくものです。また最後に「本庄市社会福祉協議会の決算状況等」ということで、当日配布資料の⑥について提示をさせていただいております。こちらは改めて、議事の中で説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また本日につきましては、議事にあたりまして、事前配布資料の②「計画素案の第 4 章」について使用させて、説明をさせていただきたいと考えております。資料の漏れ等がございませんでしょうか？ありがとうございます。それでは資料説明について以上とさせていただきます。</p>
事務局（塩原）	<p>続きまして、本日の会議が成立していることをご報告いたします。本日の審議会の出席委員は 17 名となっておりますので、本庄市地域福祉計画審議会条例第 6 条第 3 項および本庄市地域福祉活動計画策定委員会設置要項第 6 条第 3 項により、会議が成立していることをご報告いたします。それではお手元の次第に基づきまして、進めて行きたいと存じます。まず初めに、広瀬会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>

<p>広瀬会長</p>	<p>改めまして、皆さんこんにちは。今日はお忙しい師走のこの時期にご案内を申し上げましたところ大勢の方に出席いただきましてありがとうございます。深く感謝を申し上げます。</p> <p>前回、第3回の地域福祉審議会を10月に行ったわけですが、その中で今回皆さんへの課題として何点かお願いをしてありまして、これらについても皆さんより様々なものが手元に届いております。ご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>今日の次第ですが、お手元の方にあります通り「地域福祉計画の名称および基本理念」そして「福祉計画素案」の内容、これらについて今日は皆さんに議論していただくわけです。またお手元の方に先ほど説明がありました通り、当日配布資料で基本理念、サブタイトルの上位2つが定まりまして、今日は皆さんに決定をしていただきたい。そして、計画名称に係る意見ということで、これも皆さんより様々な意見をいただいております。</p> <p>今日は決めなければならない重要案件がかなりございますが、時間がありそうで、これだけのものを処理して行くには短い時間です。ぜひご協力いただきながら忌憚のない意見をいただいて、より良いものができますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶にさせていただきます。また、今日は事務局の方から説明があったのですが、途中から本庄ケーブルテレビが入りますので、恐らく今日の夜9時ぐらいからの番組に、この様子の一部ではあると思いますが、出るかと思っておりますので、またそちらの方も時間がありましたらどうぞご覧いただきたいと思っております。それでは本日はよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局（塩原）</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、3の議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、地域福祉審議会条例、それから地域福祉活動計画策定委員会設置要項に基づきまして、広瀬会長に議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、市条例および社会福祉協議会要項の規定に基づきまして、議長としてただ今から議事を進行させていただきます。</p> <p>まずは次第3の1、「第2期本庄市地域福祉計画名称および基本理念等」について、この点について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（五十嵐）</p>	<p>それでは、3の1の議事についてご説明いたします。当日配布資料といたしまして、1枚目の「第2期地域福祉計画基本理念、サブタイトルおよび計画名称について」というA4版の1枚ものをご覧ください。</p> <p>まず、基本理念、サブタイトルについてですが、皆さん、ご協力大変ありがとうございました。事務局で集計いたしましたので、得票数が上位であった以下の2つ、①、②。「安心・共生のまちづくり」、「誰もが笑顔になるために」、この2案からこの審議会にて選定をいただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、計画の名称ですが、岡芹委員、神岡委員、栗原委員、宮里委員からご提案をいただいております。皆さまからの提案理由を拝見した後に、こ</p>

	<p>れも審議会にて選定をいただきたいと思っております。会長、以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただ今より質疑に入らせていただくわけですが、その前に質疑と言うより、ここはどうでしょうか。先ほど話がありました通り、基本理念のサブタイトル、①、②。「安心・共生のまちづくり」、「誰もが笑顔になるために」、この2つが上位2つということですので、決選投票というような形で挙手してもらおう形でもよろしいでしょうか？</p> <p>それでは、数分だけよく考えてください。その上で挙手によって決めさせていただきますと思います。</p> <p>事務局の方からもう1回、どこにこのサブタイトルが付くか、もう1回よく説明してもらっていいでしょうか？</p>
事務局（五十嵐）	<p>皆さまから様々な意見をいただきまして、僅差ではありましたが、この2名が得票を3票、4票と集めましたので、この2点を推薦させていただいたところ です。</p>
事務局（井田）	<p>事務局から、サブタイトルについてご説明させていただきたいと思 います。今回、2案出させていただいたわけですが、まず①「安心・共生のまちづくり」につきましては、こちらは総合振興計画にもこの「安心・共生の」という部分 が使用されている所ですので、この地域福祉計画は本庄市総合振興計画の下位 計画として策定されるものですので、この部分から統一性を持ってもいいの ではないかと説明をさせていただいたところ、その中で一部削除をする様な形で、 野本委員から提案いただいたのがこの「安心・共生のまちづくり」というシン プルなサブタイトルになっております。</p> <p>また②の「誰もが笑顔になるために」というサブタイトルですが、こちらは 社会福祉協議会さんの方で考えていただきましたサブタイトルでございまして、 今社会福祉協議会の方で行っております生活支援体制整備事業のキャッチ コピーを、この「笑顔」ということばを使用しておりますものですから、地域 福祉に非常に関係が深いワードです。ですので、この2案をサブタイトルとし て事務局の方から提案させていただいたわけ です。説明は以上とさせていただきます。</p>
議長	<p>提案ではなくて、このワードがどこに入るかって言ったんですけど、大丈夫 です。栗原委員、どうぞ。</p>
栗原委員	<p>先ほど、3、4票のものがこの1位および2位に投票されたということですが、 それ以外は原則2票以下であったと、こういう理解でよろしいですよ？</p>
事務局（五十嵐）	<p>そうです。</p>

議長	<p>それではよろしいでしょうか？このナンバーの①、②とありますが、どちらがいいかということなんですけど皆さん大体決まりましたか？この2つの中から選ばせていただきます。それでは、①の方がいいと思う方、挙手をお願いします。よろしいですか？</p>
委員	<p>はい。(11名挙手)</p>
議長	<p>②がいいと思う方、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>はい。(5名挙手)</p>
議長	<p>それでは、①の方に決定したようですので、サブタイトルにつきましては、「安心・共生のまちづくり」ということで、決定ということをお願いいたします。</p> <p>続きまして、計画名称に係る部分で意見をいただいたものなんですけど、この所をもう少し詳しく事務局の方から説明をしていただけますか？お願いします。</p>
事務局（五十嵐）	<p>事務局からお答えします。計画名称につきまして、先ほど申し上げました様に、4名の委員さんの皆さまからご意見をいただきました。それで、それぞれ提案理由という事でご説明をいただいて、それからご審議を願えればと思います。</p> <p>そもそも元は、地域福祉計画というベタなタイトルがそのままいいのかという所から始まりまして、それに代わる計画名称、そもそもそれに代わるものをお聞きしましたところ、4名の方からご提案をいただきましたので、ご提示をいただいた理由を含めまして、その後ご審議を願いたいと思います。</p>
議長	<p>分かりました。ありがとうございます。最初に岡芹委員さんの方から、これは「福祉の杜本庄プラン21」、「はにぼんスマイルプラン」ということで提案をいただきましたので、おおざっぱで結構です。提案理由をお願いします。</p>
岡芹副会長	<p>それでは、2つほど提案をさせていただきました。サブタイトルであるということ、誰でも分かりやすいということをもまずは念頭に置きました。キャッチフレーズでありますので、まず1番の「福祉の杜本庄プラン21」ということについては、先ほど、どちらかと言うと関連的にもし申し上げると、「安心共生のまちづくり」っぽい内容が道になると思います。本庄の新しいまちづくりということであると、早稲田の杜のまちというのが頭に浮かぶかなと思います。「杜」は複数の意味を持ちますが、ひとつは社会福祉の「社」や「御神木」を意味すると言われておりまして、その「杜」という字は木へんに土と書きます。これは、皆さま方、地域包括支援センターの図をご存知ですか？鉢があって、土があって、それで3つの葉っぱと言うか、木があって、それが保険、医</p>

	<p>療、福祉とかそういった意味をそれぞれの葉っぱで示して、それが地域包括ケアシステムのイメージと言われておりました。そういう所から見ると、「杜」という字もその通りにちなんだ。それで、第2期計画というのは、いわゆる21世紀に向けた時代を継続と言うか、未来をも示すというふうな所で、「21」というのを付けさせていただきまして、「福祉の杜本庄プラン21」であります。</p> <p>2番目の「はにぼんスマイルプラス」は、これはまさに本庄のはにぼんであります。本庄のゆるキャラですか。全国第2番を獲得したのはにぼん。これは笑う埴輪ということで、「誰もが笑顔になるために」というようなタイトルには関連するかなと思うわけではありますが。子どもからお年寄りまで、市民の皆さんに笑顔になっていただきたいという下のキャッチフレーズとして、今回は本庄市の地域福祉計画というのは未来が、赤ちゃんからお年寄りまで全ての人に渡って、地域共生社会で助け合って生きて行くということで、笑顔を持って明るい未来を本庄市民が持ちましょうという様なイメージで、2つのタイトルを提案させていただきました。以上です。</p>
議長	次に栗原委員さん、お願いいたします。
栗原委員	<p>栗原です。私は計画の名称として、「豊かな地域に豊かな福祉を」という形の名称を付けられたらどうなのかなという形をまずことばとして表しました。その提案理由としまして、ご存知の方が多いと思うんですが、明治時代に本庄遷都を書かれた有名な方がいらっしゃるということを、それをまず引用させていただきました。それほどこの本庄という場所は地形的に非常に恵まれた地形であるというのがまず第一の形で、それを「豊かな地域」。あるいは、その豊かな地域の近年の位置づけとしましては、交通の要所。JR高崎線本庄駅、八高線児玉駅、上越新幹線本庄早稲田駅という鉄道網に加えて、関越道本庄児玉インターチェンジという高速道路のインターチェンジも設けられているということで、非常に恵まれた土地にあるというのは、客観的な事実なのかなと。こういった中に、やはり安全安心な福祉計画、福祉活動が立てられる、実践されて行くことによって、豊かな社会になることを願って提案した次第です。</p> <p>たまたま私はこの提案の理由の中に遷都論の話を書いたんですが、昨日の毎日新聞の埼玉版に「明治期に幻の遷都論」という掲載が載っております。これは非常に前からある本庄遷都論というそういう背景があったということ、きれいに言うか、端的にうまく説明してくれている記事なんですね。たまたまネットで引っ掛かって今日ここへ来る途中に新聞販売店さんに寄り、もしストックがあったら分けて欲しいという形で分けていただいたこの遷都論です。そういったものをこの地域福祉計画の中に織り込んで行くと福祉という観点だけではなく、本庄全体のイメージアップにも繋がるようなものになるのではないかと。これは今日、毎日新聞の記事を見て付け足したことで、地域全体のことにもイメージが良くなるようなネーミングなんではなかろうかという意味</p>

	で、この様なタイトルを付けさせていただきました。ありがとうございます。
議長	それでは宮里委員さん、お願いします。
宮里委員	私は、本庄に住んでいる1人1人が思っている、自分の住むまちへの色々な思いがあると思うんですが、その点でいい点も悪い点も含めていろいろ皆で出し合って、それを少しずつ積み上げて行ったら何かの形になるかなという希望を込めて出した案です。それから、2番、3番は、ことばが「福祉」と言うと硬い印象を与えるので、横文字で「ウェルフェア」としたら、皆さんに関心を持っていただけるのかな。「これって何？」って思っていたいただけるのかなと思って、案を出してみました。
議長	いくつか案を出していただいたんですが、これはどの様に決めて行ったらよろしいでしょうか？挙手という形でよろしいのでしょうか？それとも、1人1つずつ紙にでも何番って書いてまとめる方がよろしいのでしょうか？どんな形がよろしいでしょうか？ 栗原委員さん。
栗原委員	まずここに出していただいた岡芹委員、神岡委員、私を含めた、あと宮里委員。これに対して委員さんの方から何かご質問とか、ご意見がもしあるのであれば、お聞きしてもいいのではないかな。それがいいとか悪いとかではなくてね。そういう討論もいいのかなという気はしております。それがなければさっき言ったように、紙に書いてとか、投票でとか、という形になるのかなと思いますが。
議長	その様な意見がありました。皆さんより意見がありましたら、お願いします。私からいいのでしょうか？全体になんですが、これは今までの流れとしてなんですが、ここの部分というのは地域福祉計画って、本庄市地域福祉計画というその計画名称だと硬いかなということで、なんとかプランとか、もっと分かりやすく、これが本庄市の福祉だよということをその一言で表すことができるようなそんな名前をとということで、皆さんにお願いをして来たかと思えます。つまり、この名前を見た時に、これが本庄の地域福祉計画だよって、本庄市の福祉を全部網羅しているこの福祉計画のことを言うんだよって、なじみやすい、誰もが見て分かりやすい名称とできればして行きたいと思えます。それはそれぞれ皆さん、捉え方は違うかと思えますが、自分から見てすごい捉えやすい、これが福祉計画だと分かりやすいものを、最初の段階に戻って選んでいただけたらと思えますので、その辺もよろしくお願いします。 どなたか皆さんの中から意見はありますか？飯塚委員さん。
飯塚委員	私は神岡さんと同じで、変更なしでいいように思います。なぜならば、あまり細かくしてしまうと分かりにくいという事もありますし、今の名称は本当に

	端的な表現だと思います。それを補うためのサブタイトルではないのかなと見ておりましたので、神岡委員の変更なしに私は賛成します。
議長	他には何かないでしょうか？栗原委員さん。
栗原委員	そしたらまず導入部として、変更なしというのも1つのプランなんですけど、変更しないで行くのが妥当なのか、それとも変更した方が今度の計画としてより、さっき広瀬議長が言ったような形でなじめる形になるのか、そういう観点からまずどちらがいいのかなという所を入り口にされたらどうなのかなとは思いますが。
議長	私的になんですけど、できればなんですけど、これはサブタイトルと言うか、この名称について皆さんの方であつたら出してくれということで、前回10月の会議の席で皆さんにお願いをして、その結果として忙しい中皆さん頭を捻って提示をしてくれているというのも考えますと、「ここに来て地域福祉計画という名前でもいいだろうというふうな形ってどうなんだろうか？」と、私的には実はそういうふうには思っております。やはり考えて来た方々のその思いというものもあるでしょうし。地域福祉計画というのは、そもそも、例えばこの「福祉の杜本庄プラン21」という名称になったとしたら、その後に本庄市地域福祉計画という名前が付きますので、この地域福祉計画という名前が消えてしまうわけではありません。本庄の地域福祉計画はこうだよと言うのではなくて、なんとかプラン21とかにして、その後に小さく本庄市地域福祉計画と記載されます。そういうようなことを考えますと、できればせっかくですから、皆さんが考えて来てくれた中で、皆さんの中からこれがいいというのを示していただければと思うんですが、いかがでしょうか？鈴木委員さん。
鈴木委員	これは計画名称ですよ？なんとか計画とか、なんとかプランって付いていないと、基本サブタイトルかなんだか分からなくなってしまうと思います。ですから、少なくともそういう最後に計画名称だということが分かるようなタイトルにしないと、理解を得られないと私は思います。 それからもう1つ事務局に質問なんですけど、例えば岡芹委員さんが出してくれた、「はにぼんスマイルプラン」はすごくシンプルでいいかなと思うんですけど、市には色んな計画がありますよね？同じ様に別の計画名称を、簡単なものに付けている計画もあるのではないかと思いますけど、それらとの重複と言いますが、そういうものも考慮しないといけないと思うんですけど、その辺はちゃんと調べてありますか？
議長	事務局、どうぞ。

事務局（井田）	<p>実は本庄市の行政計画の中で、愛称を設定している計画というのが、事務局の方で確認をした限りではない形になっております。ですので、ここでこの地域福祉計画に愛称を付ける様な場合に、本庄市で初めて愛称を付けた計画という様な形になるのかなと認識をしております。</p>
議長	<p>よろしいですか？他、皆さんの中から何かあるでしょうか？栗原委員さん。</p>
栗原委員	<p>実は自分も鈴木委員からのもし計画をというのなら、「豊かな福祉計画を」という形になるんですが。こういう表紙のイメージを、遠くて見づらいかと思うんですけど。まず一番上に愛称が来て、次に通常のこれまでの課題の所が来て、その下に本庄地域を囲む地形図が、これはかなり正確な地形図になっているんですが。こんな正確ではなくても、本庄のロケーションはどうなっているんだという中で、地形図と近隣市町村、ないしは本庄の1つのモチーフである川、利根川とか小山川。これを織り込んで、その自然の豊かさを左側の方に太陽とか稲穂を、それと野菜類、きゅうり、なす、ブロッコリーなど、こうやって一番下にこの川の流れを描いて、逆に左側の方には人の輪のような、そういう何かキャラクターのようなのが使われると、表紙としては少しイメージが和らぐのかなというのを、変形的に2つほど作ってみてあります。だからこれは愛称が決まった時に、そういう愛称名と本庄の「みんなで支え合う、思いやりのあるまち本庄」、それと計画というのがセットになってもいいのではないかなと、自分なりに考えてみました。</p>
議長	<p>他ありますか？どうぞ。</p>
高橋祐委員	<p>私の意見ですが、人が聞いてすぐ分かるのがいいので、説明しないとイケないというのはなかなか公には使いにくいのかなと私は思います。私は新しく分かりやすいという意見、ことばがあるかもしれませんが、「福祉計画」の方が逆によく誰にでも分かるのかなと思うので、私も神岡委員と同じ様に特に変更する必要がないのかな。我々はこれからこの事を何と言うのかなといった時に、なんとかプランと言って市民に通じるかなといった時に、やっぱり一番通じやすい名前。この事は何を言っているのかなって分かりやすい名前では我々は呼んだ方がいいのかな。もしもこのタイトルが変わると、今後我々はその名前と言うわけですよね？あくまでも福祉計画ではないんですよね。と私は思うので、誰もが分かる名前というのはもしかしたら、今の現状なのかなと私は思いますが。</p> <p>それと前回、皆さんで出したものを決めると決まっているんだったら別ですが、それも含めて意見として変更なしという案があるのであれば、それも1つの選択肢の中にあるのかなと私は思いました。以上です。</p>

議長	<p>基本的になんですが、確か前回の会議の時には、ここは皆さんにお諮りしたら、名称を自分たちで作ってみようということで決まった部分です。その中でたまたま今回、1名「変更なし」という意見があっただけでありまして、本来は前回の会議ではここは変えようということで、皆で持ち寄ってみましょうということで、皆さんが考えて来た部分です。それなので、実はこれは案が出て来た時に、「変更なし」という事が出て来てしまったので、「これは案には入りませんよね？」ということで事務局の方とは事前に打ち合わせはしました。なぜならば、前の段階で名称を作りましょうということを決めた上で考えてもらいましたので、その事を留意してもらえたらと思います。他にはありますか？宮里委員さん。</p>
宮里委員	<p>私の案を出させていただいたんですけど、今一番分かりやすくスッと入れるのは、岡芹さんが出してくださった「ふくしの杜ほんじょうプラン21」かなと思うので、私はそれを逆に推薦したいと思います。</p>
議長	<p>会議の度に前進して行きたいと考えております。前回決まったことは決まったことで、皆さんに理解していただきたいと思います。</p> <p>それでは、1番、2番、3番、4、5、6と6つの案が提示されましたが、これらの中から選ばせていただくという形でよろしいでしょうか？</p> <p>—異議なし—</p> <p>それではお願いします。この選び方なんですが、いかがでしょうか？名前が出ていますので、「挙手を」というのはやりづらいと言えば紙を作っていたら、そこに番号を書いてもらうという形も可能ですが。</p>
齋藤委員	<p>紙に書きませんか。</p>
議長	<p>紙にしましょうか？</p> <p>—異議なし—</p> <p>名前が出ているので、挙手ではなく、紙の準備をお願いします。もう一度言いますね。岡芹委員さんが①、②。栗原委員さんが、「豊かな地域に豊かな福祉を」。そして、宮里委員さんが①、②、③です。このいずれかの中から1つ、これがいいというものを選んでいただいて、もし同数になれば決戦ということでご理解をお願いします。</p> <p>投票の仕方は、例えば岡芹さんだったら、岡芹①、②のいずれか。そして、栗原さんでしたら、「栗原、豊かな」だけで。そして、宮里①か②か③で。そんな書き方をお願いします。</p>
事務局（井田）	<p>紙を配布させていただきます。</p>
議長	<p>—投票—</p> <p>お待たせしました。それでは、結果9票、7票、1票とばらけまして、一番上</p>

	<p>の9票が岡芹委員の「福祉の杜本庄プラン21」、①のプランですので、①の「福祉の杜本庄プラン21」に決定ということで、報告させていただきます。よろしいでしょうか？</p> <p>—異議なし—</p> <p>それではよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして3の2、第2期本庄市地域福祉計画素案後半部の内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（井田）</p>	<p>議事3の2についてご説明させていただきたいと思います。皆さま、お手元に事前配布資料の②、こちらのA3版の本庄市地域福祉計画の計画素案と、もう1点、当日配布資料の②の審議会委員事前提出意見について、こちら2つお手元に出していただければと思います。</p> <p>まず今回、ご説明をさせていただくものですが、第4章基本戦略1の(1)「相談支援の仕組みづくり」に関しては、前回の審議会の中でご説明をさせていただきましたので、説明をさせていただくのは省略をさせていただきたいと存じます。その中で改めてご説明の方は省略させていただくんですが、委員の皆さまの方から事前に提出いただきましたご意見については、こちらの方でご回答をさせていただければと思います。</p> <p>当日配布資料の②の方をご覧いただければと思います。まず当日配布資料②、審議会委員事前提出意見についての1ページの中ほどから、栗原委員からの意見がございます。51ページから71ページまでは、前回と重複している部分があるので、今回は第4回目の審議会の資料を基に記述いただいておりますが、年号の表示の統一につきましては、こちらは校正段階で全て修正をさせていただきたいと思います。基本的な年号表記につきましては、和暦と西暦の併記で書かせていただきます。こちらにつきましては、本庄市総合振興計画の表記の仕方が、和暦と西暦といった併記で書かれておりますので、そちらに市として統一させていただくものです。</p> <p>また、56ページからいくつか表現について「修正をしてください。」といただいております。こちらについて検討させていただきまして、修正をさせていただきたいと思います。</p> <p>また、3ページをご覧いただければと思います。鈴木委員から貴重な意見をいただいた所です。全体的に文章をもっと推敲した方が良いということで、こちらは改めてまた今コンサル事業所の方に、校正と文章表現の修正等を推敲していただいております。本日、事前配布資料として提示をさせていただきましたものは、事務局の方で表記をしたものですので、ここからさらに分かりやすい表現の方に直って行く認識いただければと思います。内容的な部分を、本日含めて審議いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、鈴木委員の次のご意見、52ページからの所ですが、政策管理機能部署</p>

であったり、機能集約センターと、既存の地域包括支援センターや障害者生活支援センター等の関係性や役割分担の図示が必要ではないかというようなこと。あるいは、それを踏まえた上での全体的な相談支援体制というものを想定し得る解決までの流れの図示。そういったものも必要ではないかということです。相談から解決までの流れのイメージがないと、計画の体をなさないのではないかというご指摘をいただいております。こちらにつきましては、もっともなご指摘だと思っております。

実はこの審議会、あるいは庁内検討会議以外に、この総合相談支援体制の構築に関して、今地域福祉課が主体になりまして、ワーキンググループの設置をして議論を進めておるところです。具体的な相談支援の解決までの流れという所についても、そのワーキンググループの中では現在議論をしている所ですが、今、市として確定をしたものというものをお出しできる段階ではございません。ですので、方向性としてこういった政策管理機能部署であったり、機能集約センターを置いて行くという所を、今回の第2期の計画では計画化をさせていただいて、その方針のような形になってしまい、大変恐縮なんですけど、その様な形で地域福祉計画の中には落とし込んで行きたいと考えておる所です。ご指摘いただいた内容につきまして、改めてコンサル事業所を含めて、会長の方ともご相談をさせていただいて、どの様な形で掲載できるかという所を改めて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

いただいている意見の1ページ目をご覧ください。続きまして、神岡委員からいただいた意見です。こちらにつきましては、事前配布資料②の63ページの方をご覧ください。こちらについては、前回の審議会の中では、こちらはコラムということでまだ空欄でございました。そこに、今地域福祉課の方で行っております、後見ホットラインについての紹介文を入れさせていただいた所です。

こちらの紹介文の上から2行目の部分です。「対象となる方に必ずしもメリットのある制度ではない」という表現につきまして、神岡委員の方から「本人を守る制度であるから、この表現は好ましくないのではないか。」というご意見をいただいた所です。もっともなご指摘でございまして、こちらは事務局の方で考えておりましたのが、やはり成年後見制度の運用に関して、昨今かなりトラブルが発生しているという所がございますので、そういった部分が制度を悪用するというわけではないんですが、なかなかうまく行っていない部分があるという所を記載させていただきたいという事で、この様な書き方をしたところですが、ご指摘いただいた、制度に問題があるというよりは、その制度の運用に問題があるというのが実態ですので、この部分は改めて修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他いただきました審議会委員からの事前提出の意見につきましては、それぞれの項目の中でご説明をさせていただきたいと考えております。

それでは皆さま、事前配布資料の 66 ページをご覧ください。「横断的なサービスづくり」の「生きづらさを抱えている人への支援」の現状と課題です。それぞれこの基本戦略の内容については、できる限り簡潔に説明をさせていただきたいと思いますので、疑義等がございましたら、改めて質疑の方をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず 66 ページの横断的なサービスづくり、生きづらさを抱えている人への支援ということです。こちらの横断的なサービスづくりにつきましては、以前に試案の段階でもご説明させていただきました通り、現状は市の方で福祉計画等、行政計画化されていないものにつきまして、地域福祉計画の中でカバーをして行くという所で施策化をさせていただいている所です。

また、その中で一番初めに持って来る部分を何にするかという所ですが、生活困窮を含めて、やはり生きづらさを抱えている人の問題というのはかなり大きな部分があるかと思えます。また、これは個別の課題によってまちまちですので、特に経済的な困窮であったり、引きこもりであったり、自殺であったり、そういった各論についての書き方ではなくて、生きづらさを抱えているというそういった所の総論的な書き方をさせていただいた所です。

67 ページに、こちらの現状と課題に関する統計調査の結果等を載せさせていただいておりますが、ここでゆとりの有無と幸福度というのがかなり相関関係にあるという部分と、また生きづらさの結果として生じてしまう自殺であったり、引きこもりであったり、そういった問題というのが地域ではあまり認識されていないというのが、基礎調査の結果から明らかになった問題です。それに対して、市と社協で、あるいは地域でどういう事を行っていくのかというのが、68 ページ、69 ページに掲載をさせていただきます。

68 ページをご覧ください。市の主な取り組みといたしまして、生きづらさを抱えている人たちに対応するために、こちらの施策につきましては、基本戦略 1 の 1 の部分、相談支援の仕組みづくりの施策とタイアップする形で進めて行くことが効率的かなと考えております。相談支援の仕組みづくりにおける施策と連動し、法的な支援と制度外の支援を適切に組み合わせ行くという所を書かせていただいております。

市の重点的な取り組みとしては、5 つ挙げさせていただきました。生活困窮者自立相談支援事業の充実。それから、学習支援体制の強化ということで、この①と②につきましては、現在生活困窮者自立支援法に基づいて市が行っている事業です。これについて、経済的な困窮だけではなくて、生きづらさを抱えている全ての人を対象に行っている事業ですので、こちらに掲載をさせていただいております。

また③と④につきましては、これは相談支援の仕組みの中の包括的な支援体制の構築の中で事業として掲げさせていただいているものですが、この生きづらさを抱えている人に対する支援というのは、やはり専門的な知見を要すると

	<p>いう所で、相談支援専門職を確保して行くこと、あるいは行政職員、専門多職種が資質向上させて行くことというのが非常に大切になってございますので、この③と④は再掲とさせていただきます。</p> <p>また⑤「自殺対策の推進」ですが、今年度は健康推進課の方が所管の課といたしまして、本庄市自殺対策計画が策定をされるものです。ですので、これとこの自殺対策計画に基づいた自殺対策を推進して行くという所を、地域福祉計画上も位置付けておきたいと考えておる所です。</p> <p>関連する市の施策、事業といたしましては、総合振興計画から高齢者保健福祉計画、障害者計画、健康づくり推進総合計画という、一応4つの計画について掲載をさせていただきました所です。</p> <p>市の取り組みについては、以上とさせていただきます、続いて社会福祉協議会の取り組みについて説明をさせていただきます。</p>
<p>事務局（関根）</p>	<p>社会福祉協議会の関根です。69ページの「社協の主な取り組み」と、その下の「地域の主な取り組み」について説明をさせていただきます。</p> <p>ここで、生きづらさを抱えている人の支援として、社協は次のことに重点的に取り組みます。社会福祉協議会で日常生活上の困りごとに対しまして、職員が相談対応をさせていただいておりますが、まさに経済的な困窮、それから「死にたい」というご相談を寄せられることもあります。また、引きこもりの方がいらっしゃるといふ相談を寄せられることもあります。そうした相談事に対応して行くために、2つの施策を掲げました。</p> <p>まず1つ目としまして、生活困窮者への支援事業の実施ということで、社会福祉協議会といたしましては、主に制度の狭間にいらっしゃる方々等を対象としまして、いくつかの支援策を実施しております。その1つが「彩の国あんしんセーフティーネット事業」そしてまた、フードバンクの実施という形で事業を行っているところです。これらを実施し、また拡充等を行ってまいりまして、そうした困り事へ対応して行きたいというところです。</p> <p>また②としまして、これが再掲で、施策の1の1総合相談体制の整備の所で掲載させたものと同様です。相談体制を強化することで、まさにそうした内容をここにも盛り込んで行きたいということで、コミュニティソーシャルワーカーの配置等々を記述している所です。</p> <p>ここで委員のご質問の方ですが、委員意見の当日配布資料②の1ページをご覧いただきますと、上の段に神岡委員の2番目のご質問の所に、69ページ、73ページと記載がございます。69ページ①に関して、制度の狭間にいる人の支援を追加していただきたいというご提案をいただいております。これは73ページの方で⑤としまして、制度の狭間にいる人の支援を追加して欲しいというご提案をいただきましたが、そちらと併せまして検討させていただきたいと考えております。</p> <p>その下の、地域での主な取り組みですが、地域住民は生きづらさを抱えてい</p>

	<p>る人の課題に対して理解を深め、地域で共有し、1人1人ができることを行動に移します。その他に3つ掲げてございまして、3つ目としましては支援関係者、福祉専門職の取り組み、そして4つ目の取り組みとしましては、社会福祉法人は彩の国あんしんセーフティーネット事業への参画を検討しますと、この4つを掲げさせていただきました。以上です。</p>
事務局（井田）	<p>続きまして、権利擁護の推進についてご説明をさせていただきたいと思いません。70ページをご覧ください。権利擁護の推進では、現状と課題といたしまして、まず権利擁護とはなんなのかという所について、説明を加えておる所。また、本庄市の中で認知症の方というのがおよそどれぐらいいるのかという推計をこちらで掲載させていただいておる所です。以前、審議会の中で栗原委員の方から、認知症の方がどれぐらいいるのかという所を、統計データを掲載してはどうかというご意見をいただいたことがございましたが、こちらの方で掲載させていただきたいと思いません。</p> <p>また、権利擁護につきましては、特に虐待への対応と、それから成年後見制度の利用について、特に施策化の方をして行きたいと考えておる所です。</p> <p>71ページの現状と課題の根拠データとして示させていただいているものにつきましては、地域包括支援センターへの権利擁護相談件数の推移を、これは一例として挙げさせていただきまして、昨今急激にこの相談件数が増えているということ。また、国の方の調査の結果ですが、2035年までに認知症の有病者数もどんどん増えて行くと。この割合が増えて行くという所がございますので、それについても掲載をさせていただいた所です。</p> <p>次のページ、72ページをご覧ください。72ページが市の主な取り組みです。重点的な取り組みといたしましては、4つ掲載をさせていただいた所です。まず1つ目が、成年後見利用促進拠点の設置という所です。こちらにつきましては、成年後見制度利用の促進に関する法律に基づく中核機関と同じ位置づけという所を考えておりまして、社協や地域包括支援センターやNPO法人等の社会資源とのネットワーク形成を特に推進して行くというのと併せて、市全般の成年後見制度を推進して行く拠点を、これを来年度から再来年度の半ばまでに設置して行くという所で、計画化をしたいと考えております。</p> <p>また②権利擁護相談の充実ということで、先ほどご説明をさせていただきました、後見ホットラインであったり、あるいは市が社協に委託しております、成年後見相談事業等の周知を図って行くということがまず必要であると考えておる所です。</p> <p>また③市民後見人等権利擁護人材の養成と支援ということで、現在地域福祉課の方で行っております市民後見人養成講座、こちら社協の方に委託している事業ですが、こちらについても継続的な支援を実施するとともに、養成講座を終了した方に継続的な支援を行っていくための方策というの併せて行っていくことを想定しているものです。</p>

	<p>また、権利擁護事業に関するそもそもの周知啓発という所で、なかなか虐待等に関しては市民の方にも、昨今認知度が広まって来たのかなと考えておりますが、こと成年後見制度等につきましては、まだなかなか理解が薄い部分もございますので、そちらについても周知啓発を図っていくということを、掲載させていただいた所です。</p> <p>続いて、社会福祉協議会の主な取り組みになります。</p>
<p>事務局（茂木）</p>	<p>社会福祉協議会の茂木と申します。社協の権利擁護関係に関する主な取り組み、重点的な取り組みを①から④まで挙げさせていただいております。</p> <p>まず1つ目の①「福祉サービス利用援助事業の推進」、こちらは現在行っている福祉サービス利用援助事業、あんしんサポートネットですが、こちらの事業をさらに普及、利用促進に繋げて行きたいと考えております。②といたしまして、「法人成年後見事業の実施」。現在、社協でも法人後見をやっておりますが、さらに司法分野と連携し、協力することにより、積極的に事業活動を行って行きたいと考えております。続きまして、③「権利擁護人材の発掘・育成」。本庄市と連携することによって、権利擁護人材の発掘・育成に努めます。また、地域の NPO 団体と協力して、権利擁護人材の活動を支援して行きたいと考えております。続きまして、④「成年後見制度の普及啓発」。広報やホームページ等を利用して、成年後見制度の普及啓発に取り組んで行きたいと考えております。また地域の NPO 法人等と協力して、後見制度の普及に努めて行きたいと考えております。</p> <p>下の地域の主な取り組みになります。まず住民の皆さんですが、成年後見に関する研修会や講演会に参加します。それと虐待、認知症等の疑いがあれば、関係機関に連絡、相談すること。それと最後になりますが、民生委員さんとかが中心になりまして、地域での普及啓発を広めて行くという。これを地域の取り組みとして挙げさせていただきました。</p>
<p>事務局（井田）</p>	<p>続いて、更生保護の推進についてご説明をさせていただきます。74 ページをご覧ください。現状と課題といたしましては、平成 14 年をピークに犯罪の認知件数、刑法犯の認知件数がどんどん減少しているということから始めまして、再犯率というのは一方でどんどん上がっているという所を掲載させていただいておる所です。また市内では、保護司の皆さまの活動であったり、あるいは社会を明るくする運動という更生保護運動、地域主体の更生保護運動がございますが、そちらが盛んに行われておる所です。ですので、現状と課題といたしましては、そういった所を書かせていただくとともに、保護司の説明と社会を明るくする運動の説明等についてこのページの中には掲載をさせていただいておるところです。</p> <p>75 ページには、この再犯原因がどういったことから来るのかという所の根拠資料です。法務省の方からいただきました資料ですが、保護観察対象者の保護観察処分を受けた方が就労しているかどうかで、再犯率が大きく変わって来る</p>

	<p>ということ。あるいは福祉的なサービスを受けているかどうかという所でもかなり大きく再犯率が変わって来るというデータが示されておりますので、そちらも参考として掲載をさせていただいた所です。</p> <p>76 ページに、市の主な取り組みが掲載してございます。市の取り組みは、こちらでは4つ掲載をさせていただきました。まず1つ目が、「更生保護団体への支援」ということで、保護司の組織である保護司会、あるいは更生保護女性会であったり、あるいは社会を明るくする運動、本庄市推進委員会等、更生保護を行う団体への支援を今後継続的に行っていくということ。また、更生保護サポートセンターというセンターを、この10月に本庄地区保護司会、また児玉地区保護司会の両保護司会が設置をいたしましたところですので、そちらに関する運営支援を市としても行っていくという所を明記させていただきました。また、社会を明るくする運動への支援ということで、こちらはやはり地域主体の活動ですので、特に明記をさせていただきました所です。また④刑余者への就労支援の充実ということで、こちらにつきましては、先ほど申し上げました生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等と、この保護観察処分を受けた方等と繋げて、保護司会と連携をした形の活動を推進して行くという所を書かせていただきました。</p> <p>ご説明が漏れてしまった所がございました。この章について、栗原委員の方から1点ご意見がございまして、審議会委員事前提出意見についての2ページ目をご覧くださいいただければと思います。2ページ目の上段、(4)の部分です。「刑余者」ということばをそのまま使うのであれば、用語集に説明を入れてくださいという事、あるいは他に適切な用語がないかということですが、この「刑余者」という表現につきましては、一応更生保護を統括しております法務省の直轄の保護観察所が「刑余者」という表現を使っておりますので、それに倣って表記をした形になります。改めてコンサルさんの方と検討をさせていただきたいと思っております。このまま使う場合には、用語集の方に掲載をいたします。</p> <p>続いて、社会福祉協議会の取り組みです。</p>
事務局（茂木）	<p>それでは、更生保護の推進につきまして、社会福祉協議会の主な取り組み、重点的取り組みということで、①から③まで3点挙げさせていただきました。</p> <p>まず①といたしまして、「相談支援機能の強化と相談体制の整理」。こちらは再掲になります。社協の行っている相談事業の中で更生保護についても取り組みを強く強化して行きたいとその様に考えております。②といたしまして、「更生保護団体との連携」。保護司会であるとか更生保護女性会との連携を強化して、更生保護ボランティア団体と協力することにより、刑余者への支援に努めたいと考えております。③といたしまして、「更生保護運動への協力」。社会を明るくする運動、更生保護関係の後援会、研修会への参加について地域の住民の皆さんに積極的に呼び掛けて、更生保護運動に協力して行きたいと、この様に考えております。</p>

	<p>一番下になります。地域での主な取り組み。まず学校などで研修会を実施します。それと、市民1人1人が制度への理解と普及に努めるというこの2点を挙げさせていただきました。</p>
事務局（井田）	<p>続いて、災害時における支援体制の構築について説明をさせていただきます。横断的サービスづくりについては、以上の4つですが、災害時における支援体制の構築につきましては、トピックとして2点考えておる所です。</p> <p>まず1つ目が、「避難行動要支援者への対策」です。災害時に1人で避難することが困難な方。高齢者の単身の方であったり、あるいは障害のある方、そういった方を対象に、市の方では元来災害時要援護者という言い方をしておりましたものを、この度、災害対策基本法の改正によって、避難行動要支援者という名前に変更されております。そちらの避難行動要支援者の名簿を作成するというのが、市の責務となっておりますので、そちらについての活用方法等について、この地域福祉計画上では考えていきたいと考えている所です。</p> <p>またもう1点が、被災生活を送っている中での相談支援体制をどうして行くのかという所が1つのトピックかなと考えております。災害発生時には、この避難行動要支援者やいわゆる要配慮者という方々だけではなくて、一般の市民の方も被災者ということで、精神的なストレス等が非常に発生するという事は、今までの東日本大震災であったり、そういった大きな災害の時には言われて来たものですので、そういった時の福祉的な相談支援体制をどうするのかという所も、こちらを議論の俎上に上げたいと考えておる所です。</p> <p>79ページには、避難行動要支援者数の推移について掲載をさせていただきました。こちらは平成29年度の末までを見ますと、平成25年が全市で937人であったものが、758人に減少しているという所ですが、実は今年、平成30年度になりまして、各避難行動要支援者の対象者の方に通知を発送させていただきました。掘り起こしを進めておる所です。こちらの数字については、参考程度としてお考えいただければと考えている所です。</p> <p>80ページの方をご覧くださいと思います。市の取り組みといたしましては、こちらでは5番まで設定をさせていただきました。</p> <p>まず1番目です。「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画の策定と周知啓発」ということで、現在災害時要援護者避難支援プラン全体計画というものがございまして、ただ、そちらは法改正に必ずしも準拠していない部分がございますので、そちらの全体計画を再策定いたしまして、避難行動要支援者をどうして行くのかという市の全体的な姿勢を決定したいと考えております。また、関係機関、団体との情報共有体制の強化ということで、この避難行動要支援者の方々をどういうふうに共有して行くのかという所を考えていきたいと考えております。</p> <p>また、防災活動への避難行動要支援者の参加の促進ということで、避難訓練であったり、例えば児玉でも土砂災害の防災訓練を毎年行っております。そち</p>

	<p>らに、例年避難行動要支援者の方にもご参加いただいている所ですが、実際に避難支援を行うとなりますと、やはり避難行動要支援の方が実地で参加いただくのが一番効果的な避難訓練になろうかと思しますので、その体制も進めて行くということです。また、④として災害時の相談支援体制を確立するという事で、社会福祉協議会の方で災害ボランティアセンターが発災時には設置されます。また市の関係機関、例えば医師会さんであったり、そういった所と連携をすることと、地域防災計画上なっておりますが、具体的な体制づくりについてはまだ具体的な検討段階には入っておりませんので、そちらについても今後5年間の中で決定をして行きたいと考えておる所です。</p> <p>またハザードマップ等の活用支援ということで、防災に関する情報だけではなくて、日常生活を送る上での必要情報もあろうかと思します。ハザードマップに加えて避難行動要支援者であったり、あるいはその地域のここが、例えば「避難経路としては適切だよ」というようなそういった情報がいろいろあるかと思しますので、そういったものを、例えば自治会さん等で活用して行けるようなそういった仕組みづくりを、今後5年で進めて行きたいと考えておる所です。</p> <p>続いて、社会福祉協議会の方の取り組みです。</p>
<p>事務局（関根）</p>	<p>お隣81ページの部分をご覧いただきたいと思します。社会福祉協議会の主な取り組みといたしまして、災害発生時に住民の暮らしを支えるために、平時より社協は次のことに重点的に取り組みます。3つを掲げさせていただきました。</p> <p>今現在も災害対策のための講座の開催とかいくつか取り組みを行っている所ですが、まだまだ十分とは言えない状況です。そうした中で足りない所を強化して行きたいと考えておりまして、まず1つ目が「災害ボランティアセンターの設置、運営体制の整備」といたしました。その中で、特に災害対応マニュアルの整備をさせていただきます。関係機関、団体等と協議を進めて行きたいという所をまず掲げております。また、災害ボランティアセンターの運営訓練につきましては、社協職員だけでは到底足りません。なので、市の職員、ボランティアの皆さん、また広く住民の皆さんに呼び掛けながら訓練を実施してまいりたい。また近隣の他の市町村社協とも連携をさらに進めて行きたいと考えております。</p> <p>2つ目の「災害ボランティアの養成」ですが、こちらは東日本大震災発生後、災害ボランティアの登録制度を設けまして、現在登録していただいている所ですが、なかなか登録者数は伸び悩んでいる所です。これはさらに登録を進めてまいりまして、災害ボランティアの養成に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>そして3つ目ですが、「被災者支援のための相談支援体制の整備」ということで、これも災害ボランティアセンターを開設した際に、迅速に情報提供を行えるような様々な関係団体との連携強化に努めてまいりたいという所で、掲げている所です。</p>

	<p>そして、その下ですね。地域での主な取り組みにつきましては、5 つ掲げさせていただきました。地域住民の取り組みを 3 つ掲げまして、まず 1 つ目に災害時に備えて可能な準備に努めます、というものです。また 4 つ目に記載がございますが、医療・介護・福祉施設等は発災時の支援体制を検討します。そして、一番下ですね。有事の際は住民が一丸となって助け合いに取り組みます。という、こちらを掲げさせていただきました。</p> <p>では続きまして、お隣 82 ページをご覧くださいと思います。基本戦略 1 の (3) 人に優しい生活環境の充実です。まず 1 としまして、ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりということです。現状と課題に記述しておりますが、今ノーマライゼーションの考えに基づきまして、ユニバーサルデザイン、バリアフリーが取り入れられて、各施設等、新しい施設の方はどんどんそうしたものが導入されているところですが、まだまだ障害のある当事者の皆さん等から、公共施設のスペースの確保ですとか、通学路の道路が狭い、またベビーカーで安心して出かける所が欲しい等々のご意見をいただいている所でございまして、こちらはまさに推進して行く必要があるという所を記載してございます。また福祉教育的観点から、心のバリアフリーへの取り組みを行いまして、共生社会の実現を目指すという必要性があるという所を記載してございます。</p> <p>また、下のイラストですが、こちらは聴覚障害のある方や外国人の方が車内放送のアナウンスが分からない場合などがある。緊急事態に情報がうまく伝わらない場合があることをイラストで示している所です。</p> <p>また、お隣の 83 ページの方にまいりまして、ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いについて説明をさせていただきました。またその下ですね。「心のバリアフリーとは」ということで記載がございますが、網掛けのところはユニバーサルデザイン 2020 行動計画より一部抜粋をいたしまして、共生社会に向けた基本的考え方を示してございます。こちらは最後の段落に特に記載があるんですが、下から 3 行目の所ですね。鍵括弧部分から、「障害の社会モデルを全ての人々が理解し、それらを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えて行くことで、社会全体の人々の心のあり方を変えて行くことが重要である。」ということがご紹介されております。続きまして、ページをおめくりいただきまして 84 ページ、市の主な取り組みになります。</p>
<p>事務局（五十嵐）</p>	<p>「ユニバーサルデザイン、バリアフリーのまちづくり」、市の主な取り組みについて、ご説明をさせていただきます。3 つの提案をさせていただいております。①「公共施設のバリアフリー化」。手すり、スロープ、エレベーター、専用トイレの設置、専用駐車場の確保等、公共施設のバリアフリー化を図ります。②「居住環境の整備」。狭あい道路の解消、歩道の整備およびバリアフリー化、案内表示板のユニバーサルデザインの使用の推進等を図ります。③「福祉施策の継続および啓発事業」。自動車免許返納者等の交通弱者の移動手段の確保、路</p>

	<p>面バスのノンステップ化、駅が多機能トイレの設置推進、点字・声の広報等を発行、配布いたします。啓発のために、広報および研修会を開催し、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの周知に努めます。</p> <p>これらの取り組みにつきましては、5年間に渡りまして、取り組んでいきます。市の取り組みといたしましては、以上になります。</p>
事務局（関根）	<p>続きましてお隣 85 ページをご覧ください。社協の主な取り組みですが、社協としましては、主に心のバリアフリーを推進してまいりたいということで、重点的な取り組みとして3つ掲げさせていただきました。まず1つ目としまして、障害への理解を深めるための市民向け研修会等の開催という形です。市民の皆さまに広く理解をしていただく、これを進めて行くために、研修会等の機会を設けまして市民の福祉意識の向上に繋げてまいりたいという所です。続いて2つ目。子どもたちの福祉の心を育む取り組みといたしましては、学校等において福祉教育の中で、心のバリアフリーを取り入れた学びから気づき、振り返りまでを含めた福祉教育プログラム集等の作成をいたしまして、実施をしてみたいという所です。</p> <p>また3つ目といたしまして、地域共生社会の実現に向けた意識の醸成ということで、こちらは地域における福祉教育ということ想定しております。地域のイベントや行事等で出前講座等を開催いたしまして、学んでいただく機会を設ける。また、住民同士が互いに助け、支え合いながら、共に生きる地域共生社会の実現に向けた意識の醸成に努めてまいりたいという所です。</p> <p>そして、その下ですね。地域での主な取り組みをご覧くださいまして、6つ掲げてございます。「地域住民は」というものが3行、3つございますが、特に2行目ですね。「地域住民は誰も排除、差別されない地域づくりに努めます」という、社会的包摂に繋がるような考え方を広めていきたいという思いを込めております。</p> <p>また、下には事業所や関係団体、教育機関や関係団体等の取り組みを掲載させていただきました。最終行に「関係機関や団体は社協と協働して福祉教育に取り組めます」と記載させていただきました。このページは以上です。</p>
事務局（五十嵐）	<p>続きまして 86 ページ。人に優しい生活環境について移動の支援ということで、現状と課題といたしまして、移動につきまして全ての人が安全に外出でき、社会活動に参加するにはどうしたらいいかが書かれております。今現在ありますデマンド交通を始めといたしまして、その推進をさらに充実、強化させて行くとともに、今現在社会問題になっております「買い物弱者」、「医療・介護」等の付添人の不足等、アウトリーチ機能についても検討をして行きます。</p> <p>それで、87ページのアンケート結果にもありますように、今後移動支援についてぜひ協力したいという方が市民の一部にはございますので、その人たちを掘り起こし、ボランティアの方の協力を仰いで行くということも検討して行く</p>

	<p>ということになっております。87 ページは今申し上げた、数々のアンケートの結果でこの様な意見が出ておりますということで、採用させていただいております。</p> <p>続いて、88 ページ。市の取り組みといたしまして、今現在あります、福祉施策の継続です。タクシーの利用料金助成、障害者の免許取得費の助成、障害者の自動車の改造費の補助等、それから公共交通の充実。公共交通は自家用車に代わる移動手段として、交通弱者への対応や環境負荷の軽減との観点から、各交通機関との連携強化を図ってまいります。また、人の交流促進を促すために、地域を超えた公共交通網のさらなる利便性、快適性の向上を図り、市内を快適に移動できる交通網の充実を図ってまいります。</p> <p>それから先に申し上げました様に、③といたしまして、移動支援に協力的なボランティアの活用といたしまして、病院、施設の同行支援、買い物の手伝いを協力したいとの意見が出されておりますので、地域住民の方や事業者とともにボランティアの活用を図ってまいります。それから④といたしまして、移動困難者、買い物弱者、医療、介護関連に対するアウトリーチの施策を検討してまいります。外出支援を必要としているニーズが多様化し、既存のサービスのみでは対応が困難なケースも出てまいります。今後は、様々なノウハウを持つ民間業者との連携も推進してまいります。例といたしまして、買い物の移動販売等も検討して行く所です。この計画等の取り組みは、例年に渡って続けて行くつもりです。続きまして、社協お願いします。</p>
<p>事務局（関根）</p>	<p>89 ページです。移動困難を抱える人への支援としまして、社協は次のことに重点的に取り組んでいます。2 つ掲げさせていただきました。</p> <p>まず 1 つ目ですが、有償家事援助サービス事業の拡充を図ることです。この有償家事援助サービス事業は利用者の方を車にお乗せして移動するということは、実はできないんですが、例えば買い物が困難な方の買い物代行サービス等に対応しております。代わりに買い物をしてくる。あるいは、広い大型スーパーの中で買い物をして歩く際の付き添いなどはできたりいたしますので、そうした細やかなサービス体制の整備に努めてまいりたいと。また、通院の際には付き添いの方をお乗せして移動するということではできませんが、公共交通機関を利用しての移動の付き添い、あるいは病院内での移動の付き添い等は可能なと考えておりますので、さらにこうした取り組みを拡充してまいりたいと考えております。</p> <p>また 2 つ目としまして、移動支援を行う団体への育成・支援の検討ということでございまして、移動困難者の方のインフォーマルな社会資源として行うボランティア、NPO 法人、地域活動団体等の育成や活動への支援を検討してまいりたい。そうした活動のご意思のある団体等があれば、支援をお手伝いさせていただけたらと考えております。</p> <p>またその下ですね。地域での主な取り組みといたしまして、3 つ掲げさせて</p>

	<p>いただきました。地域住民は必要としている人へサービスの周知、案内をします。ボランティア・NPO 法人・地域団体等の移動支援の実施について検討します。社会福祉法人や企業とは、移動支援の社用車の活用について検討いたします。という形です。以上です。</p>
事務局（五十嵐）	<p>続きまして、③といたしまして、90 ページ。「住まいの確保」というページをご覧くださいと思います。現状と課題といたしまして、今後益々高齢者、単身世帯が増えて行くということで、若年層も収入が減って行く、1 人親世帯の貧困等も増加する傾向にあるということで、国が 2017 年に住宅セーフティネット法というのを制定し、施行したという所にも触れておりまして、内容といたしましては、高齢者、低所得者、子育て世代、いわゆる住宅確保要配慮者と呼ばれる方に対する協力体制の法律です。その中に、居住支援協議会という、これは主に地方公共団体や不動産関係の民間業者からなるものなのですが、円滑に進めるための協議会の設置等も検討してまいります。また改めまして、高齢者については有料老人ホーム等の福祉施設、ケアハウス等の設置、正確な状況をつかみ、的確な配置と設置を検討してまいります。また、市営住宅につきましても老朽化が進んでいる部分に対応し、なお今まで通り家賃を低廉に抑えて、高齢者や低所得者の方に低廉な家賃を提供して行くということが書かれております。</p> <p>91 ページはアンケートで出た一部を載せておりまして、やはり空き家、空き地に関しまして、皆さんが多く不安を持っているということが見いだされる結果になっております。</p> <p>92 ページの主な市の取り組みなのですが、今申し上げました新しい法律のセーフティーネット法による居住支援協議会の設置を検討してまいります。これは住宅確保要配慮者に対して、低廉にスムーズに仲介するような協議会、この設置の検討を進めてまいります。それから②といたしまして、高齢者、障害者等の住居の確保といたしまして、福祉施設、有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等の適切な配置と設置を進めてまいります。③の市営住宅の整備といたしまして、高齢者、障害者等、社会的弱者や子育て世代の人々が安心して暮らせるように家賃を低廉に抑え、効率的で効果的な管理、運営に努めてまいります。続きまして、社協の取り組みをお願いいたします。</p>
事務局（茂木）	<p>続きまして、社協の取り組みになります。住居を確保することが困難な人への支援。それと、空き家の利用等について、社協では重点的な取り組みとして①、②を挙げております。まず①といたしまして、「住居に関する相談への対応」。生活困窮等により、住居の確保が困難な方に対して、関係する機関や不動産業者と連携して住まいの確保について支援を行います。②といたしまして、「空き家の福祉的利用の促進」。空き家になっている住宅を、福祉的利用の推進を図って行きたいと考えております。具体的には、サロンや福祉的目的利用の際の公的援助について周知、調整を図り、利用の促進に努めて行きたいと考えており</p>

	<p>ます。</p> <p>一番下になります。地域での主な取り組み。地域住民は、管理の生き届いていない空き家がある場合市などへ報告します。また住まいに困っている人がいたら必要な機関へつなげます。それと、空き家になっている住宅をシェアハウスやコミュニティの場所として活用する。その3点を挙げさせていただきました。</p> <p>基本戦略1につきましては、以上になります。</p>
議長	<p>それでは、少し休憩をさせていただき、基本戦略1の質疑に入りたいと思います。休憩時間は10分間ほど、3時10分再開ということでお願いします。</p> <p>—休憩—</p> <p>それでは、皆さんお集まりのようですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>ただ今より、質疑に入らせていただきます。基本戦略1、施策細目(2)横断的なサービスづくりについて、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。先ほどの説明があった部分での質疑をお願いいたします。栗原委員。</p>
栗原委員	<p>また、これは校正段階とかコンサルさんとの話し合いの中で多分目に付いて、自立的に修正されると思うんですが。取り組みスケジュールというのが、各市の取り組み、あるいは社協の取り組みとしてスケジュール化されているのが、棒線グラフ的に書かれていますが、下の余白部分というのが、上の年歴が下へ出て来たり、少しだけ出て来たり、あるいはなかったり。特に89ページを見ていて、違和感を覚えたんですが。89ページの社協の取り組みスケジュールが、実は棒線が2つしかないものですから、下のスペースが、括弧が目立ち過ぎて、これは何かやっぱ表としたら、もう下は点線がなくてもいいとかやらないと、なんかがあるもので書き忘れたのかとか、つまらぬ誤解も生じます。それはまずこれを修正する時には、どういう形にするのがいいか、相談して取り組んでいただけますでしょうか？</p> <p>それと、続いてよろしいですか？93ページの社会福祉協議会の主な取り組み欄で、地域での主な取り組み、「地域住民は何々します。」って、「自分で何々する。」という所までの表現はこれまでいくつか出て、それはそれでいいと思うんですが。ここで一番上に、「地域住民は管理の生き届いていない空き家がある場合、市へ報告します。」といった、市は報告してどういう対応が取れるのか、具体的に考えているんでしょうかね？</p>
議長	<p>それではお答えいただきます。</p>
事務局(井田)	<p>お答えいたします。こちらにつきましては、市の空き家対策条例がございまして、そちらに市民からの報告というものが、それに基づいて調査を行うというような、そういった条文がございまして。現に、既にその市民の方からいただきましたその報告に基づいて、都市計画課が担当課ですが、調査を行った</p>

	<p>りというようなそういった事がございますので、こちらにこの様に記載をさせていただきます。</p> <p>余白についても、併せてご説明をさせていただきます。こちらの、今栗原委員の方からご指摘いただいた部分、かなり余白が空いてしまっていると言いますか、このスケジュールのものによって、余白の空き方が異なっている所がございますので、こちらは全て統一をさせていただきたいと思えます。これはまた後ほどご説明させていただこうと思うんですが、今コンサル事業者さんの方にデザインについて構成等をお願いしておりますので、それに合わせて皆さまの方にデザイン終了後の物についてもご提示いたしますので、よろしくお願いいたします。以上となります。</p>
議長	栗原委員さん。
栗原委員	<p>再質問になって申し訳ないんですけど、市の空き家条例等で調査をするという時に、これまでの市民から報告があった中で、所有者が限定されていると言うか、明確になっているケースと、所有者が要するに把握できないという事例的なその割合というのは、本庄市の場合ほどの程度なのかなと。これによって、条例は作ったが、条例が有効化しないという可能性もあるわけですね。管理者が把握できなかったらどうしようもない。そこから一歩進んだ市の空き家条例まで行っているのか、強制撤去ができるような所まで市は考慮してもらっているのかなと。地域福祉を考える場合に、非常にその部分というのは、この5年間もっと空き家、空き地というのは拡大してしまうのではないかなということ、この本来とは離れるんですが、やっぱりここで地域福祉の中で空き家問題、空き地問題を取り組む所で、その条例の制定の中身というのが現実的なのかどうかという所を教えていただくと助かります。</p>
事務局（五十嵐）	<p>事務局よりお答えいたします。先ほど井田の方で申し上げた都市計画課の方が、今まさに空き家の状況の調査をしております、最新の状況を伺ったところ、まだ調査中だということなので、まずその状況を把握できたその後の結果を、我々も待っている所です。以上です。</p>
議長	よろしいですか？他に？種村委員さん。
種村委員	<p>ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりということで、質問をさせていただきます。社協さんの取り組みに関しては、いわゆる心の問題と言いますか、そちらの方の関係だと承知して良しとするんですが。市の方の取り組みの中に、公共施設のバリアフリー化というふうなことで、これはこれでいいんだと思いますけど、民間に関して、事業主に対してはやっぱりいわゆるユニバーサルデザインのバリアフリーの「周知に努めます。」とか、「研修会を開きます。」とかという話でしか出て来ないです。私もこれ、市の総合計画と、あと</p>

	<p>は本庄市の障害者計画等々にでも同じ様な事を言ったんですけど。市の持っている力、いわゆる許認可権ですよね。そういうのを駆使すれば、なんらかの形で、強制はできないでしょうけど、アドバイスをできるような、いわゆる建築許可を下ろすにあたってアドバイスをするなり、履行を伝えるなりの、そういうふうな部分では実際に行っているのかどうなのか。単なるパンフレットを作ったり、講演をやったり、周知していますというだけで、市の役割りがそれで済まされるのかどうかという話になる。ユニバーサルデザイン、これもユニバーサルデザイン 2020 とかいろいろな方向だとか、あとは建築基準法でもそちらの方の関係で努力を進めているというような部分も見えますが、いまいち積極的ではないかな。要は公共施設だけはユニバーサルデザイン化して、いわゆる点と線だけ整えたからと言って、今この地域で全ての皆さんが笑って生活できるような地域にはなっていないと思えますがね。いわゆる、80 パーセント、90 パーセントは民間の事業者がこの地域を占めているわけなので、その辺を含めて啓蒙だけではなくて、なんらかの措置を取る様なことが実際に行われているのかどうなのか。例えば、都市計画課等々の部分でも、許認可を持っている部分で、その辺の所が分かっているのかどうなのか。アドバイスをしているのかどうなのか。その辺で分かる所で教えていただきたいと思います。</p>
議長	事務局、いかがですか。
事務局（五十嵐）	現在、企画課にあります交通審議会等や各関係機関と、許認可権をどの辺まで行使しているか、この後に確認、検討させていただきます。
種村委員	<p>私の言っているのは、その公共的な部分。例えば、道路だとかそういう部分だけの話ではなくて、建物を建てるにしても、店舗を作るにしても、それになりちゃんと確認申請をいろいろな形でその許可がいるわけですよね？そういう部分で、例えば店舗 1 つに作るにあたって、その店舗が本庄市に建てられることによって、その店舗が営業している限り、その建物自体をバリアフリー化がされて行かない。この後 20 年、30 年といわゆる禍根を残すわけですよ。そういう部分で、現況でできることの指導なりを、市の方としてはできるのかどうなのか。また、今そういうふうな許認可権を持つ職の人たちは、それをアドバイスするなり、進めるなりをしているのかどうなのか。その辺が聞きたいと思います。</p>
議長	事務局、どうでしょうか。
事務局（五十嵐）	今申し上げました様に、1 つの施設がどの程度将来に影響を与えるか、どの程度許認可権を発揮して指導しているのか、この辺も併せて調査させていただきます。

議長	<p>そういうアドバイスができるのか。バリアフリーってこのことばだけ独り歩きではなくて、市の方に来る確認申請とかそういうものに、できればバリアフリーでということで、そういうアドバイスができるかどうかという問いだと思うんですが。また、答えていただいたと思うんですが、例えばこういう関係で高橋委員さん、何か分かります？専門家だと思うので、お願いします。</p>
高橋勉委員	<p>高橋です。資格的には一級建築士であります。官庁工事であれ、民間工事であれ、今の指摘の中で、例えば福祉のまちづくりという大きなテーマが埼玉県にはあります。その福祉のまちづくりの申請は実は県なんです。確認申請というのは、本庄市が確認申請を認可したり、許認可をするのは、木造住宅とかそういった住宅の所での確認申請は本庄市ができる。先ほどの住宅については、実は個人の住宅になりますので、埼玉県のまちづくり条例とか、あるいはバリアフリーとか、そういったものは一切触れる必要はないということになっております。</p> <p>それで、県の方はどういうふうに、というとこれは施設によって全部、その埼玉の福祉のまちづくりというものを参照して、それが合っているかどうかというのを県が審査いたします。それで、その審査は権利ですし、その建物ができ上がった時にその通りにできているということもチェックされております。特に必要なのは公共機関。公共機関についてはもちろんのことなんですが、病院であるとかそういったものも、そういった福祉の対象になっております。保育園もそうですね。保育園なんかは特に、バリアフリーというようなことが非常に重要になっております。それから、オストメイトが設置していないと、認可にはならないという所もございます。</p> <p>今のご指摘の中で、例えば工場なんかはどうなるかとか、あるいは店舗なんかを作る場合にはどうなるかとか、そういった民間の1つの施設をもっともっと地域の中でそのエリアを開放して、地域にも使いやすいものをそういったものにしてもらいたいという考えはございます。それは、これから例えば工場を作る。あるいは大型店を作る。あるいは小さな店舗、これは小さな店舗の一番いい例は、セブンイレブンとかあいった量販店ですね。あれはもう作っております。常にセブンイレブンとかあいった中では、オストメイト的なものも当然整備されていると。ですから、そういった面では非常に進んでいる考え方を持っているのは事実です。そういったものをより本庄市の中では、多く必要として行くのではないかなと思いますし、より優しい建物というのはやっぱり弱者に対しても、あるいは高齢者に対しても優しい建物でなければいけないのではないかなという理念は、これは市の側としても大いにそれを。要は工場が来る。最初はやっぱり市との接触ということもございませうから、そういった時にも大きな意味で市としてはこういったものをぜひ考えていただきたいという様なことはあり得ると思います。これは建築だけではなくて、開発という、工場が来るということは当然のことながら、土地を開発してまいりますの</p>

	で、その開発許可の許認可を本庄市の都市計画課が開発に対してはチェックを行いますので、そういった項目の中でも必要な事ではないかと思えます。以上です。
議長	よろしいでしょうか？
種村委員	もう一つ。開発をするにあたっては、いわゆる総量面積の問題点が引っ掛かって来ますよね。要するに、何㎡以上の場合はこのルールに従わなくてはいけない、こういうふうな設備だとか、というのが結構あるんだと思えますけど。本庄の場合はどうしても個人商店さんがだいぶ今廃れては来ていますが、やはり未だに無視できない様な地域での役割りを担っているというふうなことで、それは小さな飲食店さん等々もございまして。そういう部分に関しては、どうしても面積規定に引っ掛からない、いわゆる漏れてしまう。そういう部分での今後の取り組みは、大型店舗さんとか大きな資本を持った会社だとかというのは、そういう取り組みは積極的でしょうし、お客さんを取り組むことでも努力はしているんでしょうけど。これを個人商店さん等々も含めた形で、今後ユニバーサルデザイン化を進めて行かないと、個人商店さん自体も多分今後成り立って行かなくなる。要はお年寄りはその個人商店さんに来てくれなくなるという意味なんですけど、そういうふうな部分も含めて、今後の福祉と、今高橋祐介さん来ていますが、商工会議所さんたちもその自らの所の会員さんを助ける意味でも今後のバリアフリー化、それとユニバーサルデザイン化という部分に積極的に、もう積極的な市の取り組みがあっただけいいのかなというふうな気が今しています。以上です。ありがとうございました。
議長	これについて、市の方で何かございますか？
事務局（五十嵐）	大型化だけではなく、小型店舗に対する将来に渡っての検討も併せて、研究して行きたいと思えます。よろしくをお願いします。
議長	それでは、齊藤委員さん。
齊藤委員	自治会の方からお聞きしたいんです。災害の件です。今年は日本列島も災害列島と呼ばれ、西日本は大変な大雨が降って大変な被害。北海道は地震があり、そして今気象では、台風が東から西へ行くような動きもありまして、大変気象環境が変わっているんだらうと思えますけど。たまたまこの本庄市がずっと災害がなく、非常に暮らしやすい土地だなということではありますが、しかしこれは災害ですから、明日来るかも分からない。いつやって来るのかも分からない。やはり、これでは私たちも備えて行かなければいけないんだらうなと思っております。

例えば本泉、これが大変な雨が降ると土砂崩壊が出る可能性があります。この人たちをどこに避難させればいいんだと。全部避難なんですか？それで、道は一本道ですよ。市役所の人たちは、順次避難しろと言っていますが、皆自治会長が嘆いているわけです。農林センターという所はあるんですが、そこは避難してはいけません。なんでかと言うと、裏に山があるから。山の撤去に50年も60年も掛るじゃないかと。本当に市役所の人現地を見に行き、しっかり見ているんですかと。あそこだって奥でも人が住んでいるんですよ。そういう人たちこそ助けなければいけない。私はそうだと思うんです。

もう高い市民税払って、県民税払っている。税金も払っている、それで、お父さんとおばあちゃん2人で暮らしている。それで、どっちかなくなったら1人ですよ。にっちもさっちも行かない。助けようにも助けられない。こういう事態が今起きているわけですよ。20キロも離れたらなかなかここまで避難はできないかと思うんですよ。それで、あそこに本泉小学校があるじゃないか。耐震性がないからダメだ。どこに逃げればいいのか。こういう事もやっぱり、綺麗な文章を書くのではなくて、そういう所もやってくださいよ。我々住民のためにも。いや、いい文章は書いているよ。全く間違いないような文章が書かれていますけど、ぜひそういうことで、1つ皆さんも市役所にいるんですから、いろいろ業務しながら。

この前も私は市長と会いまして、市長と会いましたが、避難命令は早く出せ。空振りに終わってでもいいから、近くの人ではなくて、そういう山の方の人には避難命令を早く出してくれと。危ないから早く逃げてくれ。それで逃げなかったらしょうがない。逃げなかったら、引っ張り出すわけにはいかない。ただ、そういう所は我々自治会がしっかりやりますと。「もう避難命令が出たから逃げましょう。」ということを示すから、「空振りに終わっても避難命令は早く、市長、出してくださいね。」って言ったら、市長が分かったか分かんない様な顔をしていましたが。ぜひそういうことで1つ、よろしくお願いします。

もう1つは79ページ。避難行動要援護者数の推移。これが、年々少なくなっているんですね。これはなんで少なくなっているのか分かりますか？これは、個人保護条例があるからですよ。あんまりうちの内部のことを、「助けてください。」と言いたくない。こういう人が多いんですよ。本当に正直言って。だから、年々少なくなっているのかなと思うわけですよ。私はこんなあれは信用していませんがね。正直言って。こんなに下がっているのは。民生委員と私たちのような自治会がしっかりスクラムを組んで、やっぱり助ける者は助けて行かなくてはならないと。命は大切という話し合いをしているんだけど、民生委員と私たち自治会の言いたい所が違うんだよね。市から出るのに。だから、そういう所を含めて、市が音頭をとっていただいて、もう保護条例がどうのこうのではない。命に係わる時は、もう皆一緒ですから。頑張る我々自治会も行かなくてはならないと思っていますが、そういうこともいろいろ考えてやっていただきたい

	<p>と思っておりますので、どうかよろしく。まだ言いたい事はたくさんあるんですが(笑)。今、いろいろ言ったのでよろしく頼むよね。お願いします。見解を求めません。求めても出ないから。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>意見をいただきました。本当に意見はちゃんと意見として、活かしていただけるようにしていただきたいと思います。齊藤会長が言うのは分かるんですよ。本泉で避難所に避難して、そこで数年前に土石流に遭った事がありますから。やっぱりそういうことを仰っているんだと思うんですよ。かと言ってこっちの方まで避難しろと言っても、それは確かに距離もある。そういう所をもっと具体的に示してくれという事だと思います。</p> <p>他に意見は？堀口委員。</p>
堀口委員	<p>小中学校の校長会の方から1つ質問と言うか、事前に資料を送っていただいて意見を求められていたのに、こちらの方で話をするのは大変ご迷惑をかけるかと思うんですが。85ページの方についてなんですが。</p> <p>ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりに関して、社会福祉協議会の主な取り組みの中に、②子どもたちの福祉の心を育む取り組みという事で、取り組みスケジュールが学校における福祉教育の検証というのが2020年までに1回区切れて、2021年からは福祉教育プログラム集の作成ということが書かれています。ここの所で、情報提供をさせていただこうと思うんですが。ご案内の通り、小学校では学習指導要領の改定の全面実施が2020年で、2021年から中学校の方の学習指導要領の全面改定になって、義務教育では2021年から本格実施するわけです。皆さま、報道等でご承知の通り、今現在移行期になっていて、福祉教育というのは学校の教育課程の分野では総合的な学習の時間の中でやっているんですが、英語学習と外国語活動が入って来た関係で、年間70時間あったものが今15時間食われてしまって、50時間の中で福祉だけではないですね。環境であるとか、地域学習とか、様々な総合的な学習をしているわけなんですが。その、やはり学習指導要領が改定するこの20年までに、もしできたら福祉教育プログラム集を作成するのを先にした方が、戦略的に学校には浸透するかなと考えます。</p> <p>各学校には福祉教育主任というのがおりますので、ぜひ社会福祉協議会の方でリーダーシップを取っていただいて、やはり福祉教育プログラムというのを時間数が限られている中で、どういうふうに戦略的に市が求めるものと、学校が実際に教育を行う側が、折り合いをつけてプログラム集を作成して、そして実施が始まった2021年から検証なり評価なり改善をして行くという逆のパターンの方が、時期を得ているかなと考えるんですけど。この辺の見解辺りを、もしどのような方向で行くかなれば、お話していただければと思ひまして、意見を述べさせていただきました。</p>
議長	<p>それでは、この辺に対する回答をお願いします。これ社協なんかどうなんでしょう？事務局。</p>

事務局（関根）	<p>今のご質問にお答えをさせていただきます。社会福祉協議会のこの②の取り組み、福祉教育プログラム集の作成に関して、2020年までに今の記載の段階では福祉教育の検証とさせていただいて、2021年よりプログラム集の作成という表記をさせていただきました。ここで2020年までで検証という表記をさせていただいたんですが、ここまでプログラム集の作成作業を行ってまいりたいと。正確には、これは検討を進めて、この約2カ年を掛けて作成作業を進めて行きたいという所です。</p>
堀口委員	<p>逆の方がいいのではないかという意見なんですけど。</p>
事務局（井田）	<p>こちらにつきましては、実は社会福祉協議会と地域福祉課と、また学校教育課の方で打ち合わせをさせていただいた結果になっております。市の方と教育委員会、社協と一応打ち合わせをさせていただいた折に、やはりその地域福祉課と社会福祉協議会としてはできる限り早くこのプログラム集というのを作成して、学校さんの方で使ってもらえるような体制を作った方がいいのではないかなという所、ご提案をさせていただいた所だったんですが、学校教育課さんの方でプログラム集の作成というのはかなり時間の掛かる作業であるので、すぐにできるものではないのではないかなという所、そんなご意見をいただいた所でございます。ですので、この5カ年で最終的にプログラム集ができるという所を大きな目標として作ろう、というような形で打ち合わせをした結果です。</p> <p>今、堀口会長の方からいただきましたご意見、実際にその時期を合わせて行っていくというのも、その普及のタイミングというのはやはりあるかと思しますので、改めてこちらについては検討させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか？</p>
議長	<p>学校教育課との協議の結果ということなんですけど、ここに来ている方々、皆さんそれぞれの大会会長の方で、一言というのはやっぱり重いと思うんですよ。やっぱりその校長会の会長がそう言っていれば、やっぱりそれは学校教育課と違った考え方でも、やってできない事ではないのではないかなということだと思うんですよ。ぜひ前向きに。その方が学校の方がいいんだと言うなら、それは間違いではないでしょうから。</p>
堀口委員	<p>ありがとうございます。会長さん、補足説明なんですけど、学校教育課というのは教育分野全般に渡っているのも多忙を極めていますから、学校教育課にお願いするとやはりその段階になると思います。私が話したいのは、やはり社会福祉協議会がリーダーシップを取って、戦略的にこの変わる時にやって行くという、そこが大事なのかなと。だから、まさに地域福祉だから、遠慮してそれは学校教育課に任せちゃおうという考えではなくて、この福祉の分野がリーダーシップを取って、ぜひ変えて行こうではないかという、その姿勢がチャンスではないかなと思います。以上です。</p>

事務局（関根）	今現在、すでに福祉教育については取り組ませていただいている所ですが、こちらにつきましては事務局内で担当者も含めまして、また検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
議長	他にはありますか？岡芹委員さん。
岡芹委員	<p>まずページとしては、80、81 ページ。いわゆる災害について、先ほど自治会長さんの方から話がありましたけど。福祉の観点から、実は1点ばかりお願いしておこうかなと思います。</p> <p>地域福祉計画は自由ですけど、その後の活動計画、いわゆる社協さんの活動はすごく重みがあると思ひまして。特に81 ページの主な取り組みという、この所が結構具体性を持って来るというような所から、実は先ほど一般の避難の在り方の後の話、なるほどと思ひました。福祉の観点から言いますと、実は福祉避難所と言うのがすでに本庄市との間で提携を結んであるんです。その後、一言も何もなくて、1年に一度「備蓄ありますか？」ぐらいのことなんです。そうではなくて、やはり本庄市は災害は少ない所であるわけですが、福祉避難所と言うのは福祉施設、多分うちの施設ばかりではなくて、他の所も本庄市と結んであると思ひます。それをぜひ活かしていただいて、ここの5の「医療、介護、福祉施設等は発災時の支援体制を検討します。」という段階ではなくて、すでにそういふように提携があるというのは、その後いわゆる研修とか訓練を実施してまいりますとか、その福祉施設との、病院との訓練を、合同訓練みたいなのをやっています。というのは、避難行動要支援者という最近の呼び方ですか？そういう人は大変重要なんです。体育館に一般の人と集まればオムツ交換はできないだろうし、衛生面でも、また専門家もいない。そういう方たちが、まず福祉避難所に避難していただければ、専門家はいるし、オムツはあるし、看護師はいるし。すでに、そういう所をいわゆる避難弱者に対しては対応できる。その所をもっと市民の安心、安全、この計画を作って、本庄市は心配だということではなくて、すでにそういう所をより発展的にして行きますというような、安心感を与えることばを入れていただければと思っております。これは災害課か何か知りませんが、その所に行けばハザードマップも入っているはずなんです、入っていなければ大変な問題だと思うんです。そう思いました。</p> <p>次に、認知症に関連して質問します。71 ページ、この表が出ました。この表が出た以上、何も取組もないと言うのは、いいのでしょうか。細かい説明はいらぬです。この表が出て2025年、あと7年。これは全国で700万人が認知症になる。埼玉県内だけでも40万人。本庄市は人口の5.2パーセントに隠れているんですね。そうすると、大体これが合うんですよ。本庄市だけで4千名の方が認知症ですよ？あと何年後。これはもう、施設がいくらあっても足りないし、この対策をある程度、この表を出した以上は、市民は「あれ？それではどうな</p>

	<p>っちゃうの？地域福祉計画があっても、どうなっちゃうのかわからない」と大変な不安感を持つと思います。</p> <p>そこで、73 ページ。例えば、地域で主な取り組みという所で、一言、例えば「認知症サポートのもっと増加の研修を行う」とか、その「サポートを増やす」とか、「自治会とか民生委員さんとの見守りの強化のための体制づくりを致します。」というようなことを1つ入れておかないと、ただ不安だけを煽るような計画になってしまうというようなことで、こういう所も地域の主な取り組み。いわゆる活動計画の中に一言そういうようなことを入れておくと、すぐ対策を練る、これは実際対策を練らないとまずいです。この間も部長さんが4500人と言っていました。ということです。以上です。</p>
議長	この意見につきまして、説明をお願いします。
事務局（関根）	<p>今、73 ページの地域での主な取り組みの部分で、2 つほどご提案いただきました。認知症サポーターを増やす。そしてもう1つは、民生委員や自治会の皆さんとの見守り体制を強化して行くというようなご提案をいただいた所でございます。</p> <p>こちら、地域での主な取り組みの方に、周知啓発、研修会等の参加というふうな部分を盛り込んでいる所なんですけど、今ご提案いただいた視点も含めまして、追加できないかどうか検討してまいりたいと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか？</p> <p>宮里委員さん。</p>
宮里委員	認知症サポーター養成講座とかを開くって言って、その後にネットワークみたいなのを作って行かないと、うまく進んで行かないのではないかなと思うので、そこまで是非していただけたらと思います。
事務局（井田）	今、宮里委員の方から、認知症サポーター等を要請した後の組織支援であったり、個人支援であったり、どういうふうにやって行くのかという視点も、大切なのではないかというご意見をいただいた所です。先ほどの岡芹副会長からのご指摘にも関係しますが、基本的に認知症施策に関しては、市の施策としては介護保険事業計画であったり、高齢者保健福祉計画の中で行っていくことになろうかと思います。地域福祉計画といたしましては、この後ろの基本戦略の2から3の方に、そちらについて読み込めるような施策を掲載してございます。また後程、改めてご説明いたします。
議長	栗原委員さん。
栗原委員	なかなか1回で言えばいいんでしょうけど、やはり他の方の意見も聞いて、やっぱりこの福祉計画というのは、これまでの行政組織の縦割りで歪んでいる部分と言うんですか？これを福祉のサービスの観点から見ると、行政はどう取

り組まなくてはいけないんだろうなど。今の学校内の福祉教育ということについても、本来、私は今言った堀口さんが言うように、社会福祉協議会が主体的に学校でも福祉プログラムを提案して、各学校に取り組めるような体制を取って行けるというのは、社会福祉協議会がそういう体制になれば、これはどんなに好ましいかと思うんですよ。自分が違和感があったのは、ここに社会福祉協議会としてそういうプログラムの取り組みをしますっていうのは、本来市の方できちんとプログラムは、学校教育課が学校と協議して本来やるべきことだったんだろうなど。だけど、堀口委員の言うように、むしろ社会福祉協議会がそういう事をやってくれた方がいいなと。リーダーシップを取って欲しいなと。こういう意見に対して、リーダーシップを取れるという自覚が社会福祉協議会の方にあるのであればそれは結構ですけど、やっぱり絵に描いた餅にならないために、その辺はどうなのかなと。2021年と言ったら、すぐですよ。19年から開始されて、2年後の話ですから、その絵に描いた餅にならないように、今堀口委員が言われたようなことは、きちんと行政の枠組みを超えて、そういう現場にそういうものをどう取り組んで行くか、もう一度検討して直して欲しいと思うのが1つと。

さっき齊藤さんが言われた、本泉地区の避難場所としてセルディですよ。その間に本泉の元保育園があって、今は指定管理者があそこで集いの場、あるいは食品の提供、これをしているということは、耐震基準は満たされているはずですよ。ならば、非常時はそこが避難場所として使えないんだろうかと。住民にとってみれば、元の保育園、あそこは本泉地区から近いですよ。あそこまでだったら誘導して、避難できるのではないかと。そういう考え方って、市はフレキシブルに考えられないかなと。やっぱりこれも縦割り社会の弊害なのかなと。齊藤さんの所で悩んでいる事は、その緊急事態なんだから、通常営業できなくてもしょうがないんじゃないのと。それが指定管理者の役割りでもあるのではないかなと。だから、指定管理者との委託契約をするにしても、なぜそういうことは織り込めないんだろうというのは、諸幹部がこういう全体的なことについての観点が少し薄いのではないかなと。要するに、縦割り主義だけで考えているという様な気もいたしております。だから、この福祉計画を始める前から要するに市全体的な面で検討して行く材料がいっぱいあるので、その市の組織をやっぱり従来そのままでは、ここに答えが出ないものが多いんだろうなと思っていますので、それも含めて今度の計画にどう絵に描いた餅にならないようにするのも、やっぱり皆で、委員含めて討議して行かなくては行かないかなとは思っています。やっぱり実現しないと意味がないので、この5年間で何が実現できるのかと。逆に言えば、何が実現できるのかという観点から計画を作ってもいいと思うんですよ。そう思っています。自分の質問の中にも、そういう所、財源の問題がいろいろあるんで、やっぱり社会福祉協議会がこの地域の活動のやっぱり肝と言うか、コアになるので、やっぱり人材が足りるの

	か、足りないのか。やって欲しいけど人材はいるのか。財源の問題も含めて、検討していただけたらと思います。
議長	何か事務局の方から、先ほど栗原委員さんの方からあった意見について、回答はありますか？
事務局（関根）	<p>こちらのプログラム集の作成という部分も含めてなんですが、今現在行っている福祉教育に関する施策がございまして、そうしたものをさらに発展させていきたいと言うふうな視点もございまして、それについては少しお時間をいただく可能性もありますが、今の取り組みを見直して行くというのは継続的に行える部分でございまして、それを少しずつでも見直せるものは見直して、新しいものを取り入れられるものについては取り入れる方向で検討してまいりたいと考えております。</p> <p>人事的な部分についてなんですが、そちらについてもこの後にもまた出てまいります、体制整理も必要なと思っている所です。</p>
議長	もっともっと色々な意見をお聞きしたい所なんですが、まだ次の基本戦略 2 からがずっと残っておりますので。特段先ほどの説明の中で、「ここはこうじゃないのか？」という事ではない限り、この辺でそろそろ打ち切りにさせていただいてもよろしいでしょうか？
茂木委員	1点、いいでしょうか？
議長	茂木委員さんどうぞ。
茂木委員	<p>時間の無い所をすみません。民生委員として一言質問とお願いがあるんですが、避難行動要支援者の推移ということで、先ほど斉藤会長からこの数はというような話がございました。81 ページでの地域での主な取り組みという所に、いろいろなことが書かれております。一番下に、「有事の際には住民一丸となって助け合いに取り組みます。」ということが書いてございます。避難行動が必要な時に、今マンパワー的に非常に大変なんです。民生委員が各地区で1人、2人、多い所で7、8人いますが、有事にどうということが起こるかわかりませんが、有事の際にとってもそれだけでは足りません。それで、隣近所で助け合いましょうよということで、今サロンの中では、お互いが友達になって助け合いましょうと言っているんですが、サロンに参加されている方は自分が行動するだけでいっぱいなんです。そうではない方々に協力をしてもらわなければ、避難ができないということがございます。したがって、「住民一丸となって助け合いに取り組みます。」ということは、この計画の中でやるのではなくて、明日から進めてもらいたい。というのは、我々も日々こういう事については、こういう形で皆さんと一緒に「やろうよ。」と言っているんですが、我々だけでやっ</p>

	<p>ているのでは、マンパワー的にも限りがありますので、ぜひこれは計画の中で取り組むのはもちろんですが、必要性から考えますともう今日にでも必要な事ですので、計画を進めると同時にすぐにでも実施していただきたいということをお願いいたします。</p>
齋藤委員	<p>それに関連していいですか？</p>
議長	<p>齋藤委員さん、どうぞ。</p>
齋藤委員	<p>今、茂木委員がおっしゃいましたが、私たち実は三島の自治会、芙蓉台という所に研修に行っていました。三島というのは海に近い所。それで、南海トラフ地震の発生があると。それから、海に近いために台風の直撃があるということで、本庄市民と違って非常に危機感を持っているんですね。やはり90パーセントは自治会に入って、助けを待っているというようなこともお聞きをしましたけど。その中で、もう年寄りだけではダメだと。それで、中学、高校生を巻き込んでやっていると。改めて支援会という会を作って、自分の地区にはこういう人がいるんだぞと。中学、高校生を中心に、皆で助けようやということで支援会を作っているということです。少し参考になればいいのかなと思ってお話をさせていただきました。以上です。</p>
議長	<p>茂木委員の方からありました意見について、どうでしょう？もう今日からでもせよということなんですが。何か回答をお願いします。</p>
事務局（塩原）	<p>こちらの地域の中での主な取り組みの中で、「有事の際は住民一丸となって助け合いに取り組みます。」、これはまさに災害が起きた時はもちろんなんですが、普段から必要な事ではないかというご意見とっております。</p> <p>こちらは実際に災害が起きた時、大雪の際とか近隣住民同士で助け合って、なんとかしのいだという事もこの地域でも数年前に経験をしたところです。どんな状況に陥るか分かりませんが、まさに自助、互助、共助の考え方に基づきまして、自分ができる事と、それから人のためにできる事というのを推進して行くという所が必要かなと思います。</p> <p>助け合いについては、日ごろから社協もさまざまな事業を通じて展開をさせていただいておりまして、また民生委員さん、それから自治会の皆さんも一緒に見守り体制整備なども進めさせていただいている所ですので、この考え方もさらに普及して行きたいと思います。すぐにでもということは我々も同様に考えておりますので、そうした所を含めまして、この計画書の中にも盛り込んで行ければと考えております。</p>
議長	<p>よろしいですか？それでは次に移らせていただいてよろしいでしょうか？</p> <p>それでは基本戦略1の方は、これで締め切らせていただきます。基本戦略2からの説明をしていただくわけですが、その前に少し休憩を取ります。</p>

	<p>—休憩—</p> <p>それでは皆さん集まったようですので、再開させていただきます。それでは休憩前に引き続き会議を開きます。基本戦略2からの説明をお願いいたします。はい、事務局。</p>
事務局（関根）	<p>はい、では基本戦略2から説明を再開させていただきます。95 ページです、ページをおめくりいただきまして 96 ページからになってまいります。</p> <p>基本戦略 2、人と人とのつながりづくりです。①としまして小地域における福祉活動の推進というところをごさいます、ここで言う小地域と言いますのは、一般的にはおおむね小学校区より狭い、身近なエリアを指すと言われてございまして、本庄市内ではサロン活動ですとかあるいは自治会の皆さんによる見守り活動とか、あるいは民生委員活動等々、さまざまな取り組みが行われているところですが、ただそれらが個々に活動していただいているという現状です。</p> <p>続いてアンケート調査の結果ですが、日ごろからの交流が多いところがございます、困りごとが起きたときの解決方法としましては、自分たちの生活に関わることだからできるだけ住民同士協力して解決していきたいというのが上位にあげられたところですが。</p> <p>また、身近な地域で住民が中心となって福祉活動を行うための組織については 64 パーセントが必要と回答した、という結果も出てございます。今後、こうしたサロン活動の展開、地域での活動の展開を考える中で、記載にございますが、活動財源の確保ですとか人材の確保、そうしたところも踏まえながら支援体制を整えてまいりまして、地域内で住民相互の相談支援体制を整備することで、将来的に地域の課題を地域の中で解決できる仕組みづくりを進めてまいります、というところですが。その下にアンケート調査の結果をご紹介します。</p> <p>お隣 97 ページにはふれあい地域サロンに関するコラムを掲載したいと考えております。サロンとはこういうものですよというふうなことをここで簡単にご覧いただきたいと思っております。続きまして 98 ページから市です。</p>
事務局（井田）	<p>はい、市の主な取り組みについて説明をさせていただきたいと思っております。小地域における福祉活動の推進については、五つの取り組みを掲載させていただきました。</p> <p>まず一つ目です。社会福祉協議会への運営および活用支援ということで、皆さんご承知のとおり、市の方から社協の人件費であったり、活動にあたっての各種費用について補助をすることで地域福祉活動の進展を図っておるところです。こちらについて、改めて地域福祉計画上で掲載をさせていただきまして、市がバックアップしていくところを明記させていただいたものです。</p> <p>続きまして②、小地域における住民主体の福祉活動組織の組織化支援ということですが、こちらにつきましては地域福祉計画の基礎調査におけるアンケートの結果ですね、住民主体の福祉活動を行うための組織というのはおおむねど</p>

	<p>の世代においても、6割以上の市民の方が必要であると回答をいただいております。</p> <p>やはり全国的に見ても、そういった組織が活発に活動をしている自治体というのは、地域福祉がかなり進展をしているというのもございますので、社協を通じてこの小学校区等の小地域ごとにそういった組織を組織化していく。その支援を市としても行っていくということをごちらに書かせていただきました。</p> <p>また③につきましては、地域福祉懇談会であったり次世代地域づくり会議を昨年度基礎調査として行った中で、やはり継続的に地域のことについて話し合っていく場が必要であるという意見が多くございました。また、中高生を対象にいたしました次世代地域づくり会議につきましても、非常に楽しかったという声であったり、またやりたいという声もいただいております。先ほど齊藤会長の方からございました、三島の事例から見てもやはり学生の方に参加していただく機会というのは必要であると事務局としても考えておりますので、この地域福祉懇談会等を毎年実施していくというのを地域福祉計画上に記載したいと考えております。</p> <p>また④番、地域福祉講演会等の実施ということで、地域福祉に関する各種知識であったり考え方の普及というところで講演会を実施して、広く市民の方に知らしめていくというところを行っていきたいと思っております。</p> <p>また⑤です、こちら先ほど宮里委員の方からいただきました質問の方とも少し関係するところですが、実際認知症サポーター養成講座であったり市民後見人養成講座等の市が主催をしております養成講座等の結果、得た知識というのをなかなか活用していく場が無いというところはいろいろ意見をいただいているところです。ですので、そういった方が活躍できるような場を、この小地域における福祉活動の推進のためにも作っていくところをごちらで、ここにつきましては具体的な部分がなかなか言えない部分でございまして、方針というような形になってしまいますが記載をさせていただいております。続いて社会福祉協議会の取り組みです。</p>
事務局（関根）	<p>はい、お隣 99 ページをお願いいたします。社協としましては①から④まで四つの施策を掲げさせていただきました。</p> <p>まず一つ目、CSW の配置による相談支援体制の整備。CSW、コミュニティーソーシャルワーカーのことをこう表記にしておりますが、地域の相談支援にあたる体制を整えていくというのをここにまずあげているところです。</p> <p>続きまして②としまして、小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備ということでございまして、おおむね小学校区の小地域ごとに相談支援活動のための組織づくりについて、住民の皆さまに働きかけをさせていただいて順次進めてまいりたいと考えております。その体制づくりに社協としてお手伝いをさせていただき、その業務にあたるのも、コミュニティーソーシャルワーカーと想定しております。</p>

③としましては、当事者組織の支援ということで、こちら共通の課題を抱えた者同士によります、相互支援活動ということで、当事者組織の支援です。さまざまな情報提供だったり、それぞれ当事者の皆さんが個別にいらっしゃる状況ですとなかなか情報提供も行き届かない部分もあろうかと思いますが、例えば、サロン活動の中で福祉サロンなんかございまして、障害のある方ですとか、あるいは何かハンディを抱えた方等のサロンなんかもございまして、こうしたところでサロンに集まることで情報共有できるというような効果もあると言われております。そうした取り組みをさらに推進してまいりまして、この組織化の支援を社協として取り組んでいきたいというところです。

そして④としまして、こちら市の方の⑤と同様のところですが、講座を受講していただいた方の活躍の場ということで、地域の中で活躍していただくという、そういう取り組みに社協としても関わっていきたいというところです。

そして下に地域での主な取り組みを掲げてございまして五つございます。地域住民は近隣住民とお付き合いを広げるように努めます。地域で困っている人がいたら社協等へ情報提供いたします。無理のない範囲で地域福祉活動に参加します。また地域団体、専門職、専門機関、福祉専門職等は住民主体の小地域福祉活動を支援します。そしてボランティア等地域福祉実践者は、小地域活動を支えます。というような記載です。以上です。

ではページをおめくりいただきまして、100ページをお願いいたします。

ここは、人と人とのつながりづくりの②というところで、関係機関、団体等々の連携強化ですが、これは前回の審議会の中で基本戦略1の中に記載をしていたものでございまして、これが人と人とのつながりづくりというところに関連がございまして、こちらに掲載ページの方を移させていただきたいということで、同じ内容を掲載しているところです。

100ページの現状と課題とアンケート調査の結果につきましては、同じ内容のものを掲載してございまして、101ページにはコラムという形で自治会活動、民生委員児童委員活動をご紹介したいと考えております。

そして、前回ご覧いただいたところですので、同じ内容のものについては説明の方を割愛させていただければと思うんですが、102ページ、103ページに続きまして104ページ、105ページまで、ここまで前回と同じ内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

そして106ページにはコラムということで、地域を元気にする福祉教育、福祉活動の展開というものを掲載予定しております。ここで、意見の中で鈴木委員の方からこのコラムの文章、このページの位置でよろしいのかというご質問をいただきましたが、これは、人づくり全般に関する内容という形で捉えておりますので、ここに掲載をさせていただければと考えているところです。基本戦略につきましては以上です。

では説明の方、続けさせていただいて基本戦略の4まで続けてまいりたいと

	<p>思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>では続きまして基本戦略3ということで、ページをおめくりいただきまして、108ページをお願いいたします。</p> <p>基本戦略3、地域で共に生きるための人づくりというところで、①としまして福祉学習の充実というところでは先ほど福祉学習については少し内容が出てきたところでもございますが、今現在主に取り組まれている福祉学習については小中学校等で福祉について学んでいただきまして疑似体験を行うなどの取り組みを行っているところです。こうした取り組みは実際に起こりうる特性を体験できると言った反面、子どもたちの意識に「たいへんだ」とか、「年は取りたくない」などの負のイメージにつながるような、誤解というか認識を持たせてしまうという一面も指摘されているところでございまして、こうした内容の変更ができればと考えております。また新たな取り組みにつなげていきたいというふうな、そうした取り組みが必要と考えているところです。また、心のバリアフリーなど、福祉教育と絡めて推奨していきたいというところを掲載をしてございます。</p> <p>109ページはアンケート調査の結果の一部ということで、ご紹介をしております、アンケート調査の下から三つ目の部分に、差別や偏見などを無くすための福祉教育に対する認識がかなり低い状況だったというところもございまして、まあ、そうしたところも改善できるように福祉学習の充実が求められていると考えております。</p> <p>その下には、例えばこんなことがということで、DET、障害平等研修の実施などというふうなコラムでご紹介をしたいと考えております。</p> <p>続きまして110ページからは市の取り組みという形になります。</p>
<p>事務局（井田）</p>	<p>福祉学習の充実に関する市の主な取り組みについて説明をさせていただきます。①モデルプログラム集等の作成につきましては、先ほど議論のあったものです。学校教育課程において、学校の先生方がどういったことを福祉学習、福祉教育として行っていったらいいのかというのを、選択的に効率的に行っていくような、そういったガイドライン、あるいはモデルプログラム集というものを作成していくということがこちらに書かれておるところです。また、②、③につきましては、先ほどご説明をさせていただきました懇談会等の実施、あるいは講演会等の実施につきましても、学習の一環として行っていただければと思っておりますので、こちらの方に再掲させていただいております。また④です、福祉関係講座の充実ということで、生涯学習講座として社会福祉に関係する講座を検討していくというところを書かせていただいております。また、認知症サポーター養成講座等、社会福祉関係の人材を養成する講座というのを生涯学習の中で体系化していくという方向性で現在検討をしているところですので、そちらについても書かせていただいております。また⑤といたしまして、生涯学習機会の拡大の検討ということで、生涯学習、社会教育につきましては</p>

	<p>基本的にはやっぱり教育の機会というのは均等にしていかなければいけないという前提がございますので、なかなかその市民総合大学に行かなければいけない、あるいは公民館に行かなければ生涯学習の講座が受けられないというようなその状況というのは改善しなければいけないというところは庁内で認識が一致しておりますので、情報通信技術等を活用した手法について今後検討をしていくというところも書かせていただいております。</p> <p>続いて社会福祉協議会の取り組みです。</p>
事務局（関根）	<p>はい、お隣 111 ページをお願いいたします。</p> <p>社協の取り組みとしましては、主に①から③、三つ掲げたところでございます。</p> <p>一つ目としまして、学校等と連携した福祉教育の充実ということで、先ほどの取り組みとも若干重複するところもございますが、心のバリアフリーを目指した福祉学習のあり方について検討してまいりたい。で、プログラム集の作成等といった取り組みを行ってまいりたいというところではございます。</p> <p>②としまして、学生の福祉意識の醸成に向けた取り組みというところで、学生のボランティア活動への参加機会を設けてさまざまなボランティアメニューに取り組んでいただくということで、これをまたさらに推進していきたいと考えております。</p> <p>③としましては福祉教育ボランティアの育成。学校等で福祉教育を推進していく際に、ボランティアの皆さんにも活動していただいております。このボランティアの皆さんを育成して、またさらに体制整備にも取り組んでまいりたいというところではございます。</p> <p>取り組みのスケジュールに関しましては、先ほど堀口委員の方からご意見をいただいたところでもございますが、そちらをまた持ち帰らせていただきまして検討してまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして、下の、地域での主な取り組みにつきましては七つの項目を掲げてございます。1 行目の地域住民は地域活動に関心を持ちます、から最終行、教育機関は学校でのボランティア活動への取り組みについて検討します、というところを掲載をさせていただいたところではございます。</p> <p>では続きまして、ページをおめくりいただきまして、112 ページをお願いいたします。</p> <p>基本戦略 3 の②ということで地域人材の確保、育成です。現状と課題といたしましては、近年のさまざまな活動の活発化とともに担い手の不足といった課題も生じているところではございまして、アンケート調査の結果等々もご紹介しながら、地域活動への参加意向が高まってきている状況などを記述してございます。また、地域福祉懇談会のようなそうしたところでは地域活動への関心の低さですとか、担い手不足の問題等々と言った課題なども見えてきたところではございまして、またその一方でさまざまなアイデアも出されたところではございます。</p>

	<p>い世代の地域活動への参加がどれだけ人材育成につながるかと言うところは一つの大きなポイントになるかなと考えております。ボランティア活動につきましても、これからさらに活性化していく必要があると考えているところです。113 ページにはアンケート調査の結果を一部ご紹介しております。</p>
事務局（井田）	<p>それでは 114 ページの方をご覧ください。</p> <p>地域人材の確保、育成に関する市の主な取り組みとしては四つ掲載をさせていただきました。③、④につきましては再掲となっております。①につきましては、生涯学習講座受講者等の受け皿の確保ということで、こちらについては先ほどご説明させていただきました。まあこちらのページの④とも関連するところですが、生涯学習の、例えば市民総合大学等で講座を受けた方が、その結果をやはり地域に還元していくその仕組みが必要ではないかというところです。生涯学習の成果を適切に地域社会に還元していくための地域ニーズと学習者のマッチング機能の構築を検討するというところです。また、②につきましては、人材バンクというところが本庄市にはございます。生涯学習課が所管になっておりますが、本庄市生涯学習人材バンクというものがございます。ただ、こちらがなかなか市民に周知されていないという現状がございます。ですので、そういった人材バンクにいろいろな技能を持つ方が登録をして、各種生涯学習講座等に講師として参加できるようなそういった体制を整えていきたいということです。③懇談会の定期的実施につきましては、懇談会を通して地域人材を発掘していくというところが一つの視点です。参加していただいた中からやる気のある方というのを、発掘して具体的な実践につなげていく。それを市と社協とともに行っていきたいというところです。また④については説明を割愛させていただきます。続いて社会福祉協議会の取り組みです。</p>
事務局（関根）	<p>はい、お隣 115 ページをお願いいたします。社協の主な取り組みとしまして、三つ掲げてございます。①生活・障害等の多様なニーズに対応したボランティアの育成ということで、これは個別的なニーズへの対応というのが今のところまだ不十分であると認識してございまして、そういう個別的なニーズに対応していくために、このボランティアセンターの機能強化を取り組みまして、またボランティアの育成に努めてまいりたいというところです。そして②としましては、ボランティアコーディネート機能の充実ということで、こちらも同様なところでございまして、ボランティア活動のマッチングの件数を増やしていきたいと考えております。そして③としまして、地域における福祉人材の発掘・育成ということで、地域団体や関係機関等々連携をいたしまして小地域の中で活動していただける福祉人材の発掘・育成をしていきたい。先ほど小地域での福祉活動推進ともこれが連動してくる部分ですが、地域の中で活躍していただける方の育成というものに努めていきたいというところです。</p> <p>そしてその下、地域での主な取り組みというところで六つ掲げております。1 行目の地域住民は福祉を学ぶための機会に主体的に参加します、から六つ目、</p>

	<p>一番下の行にはボランティア、NPO 団体、地域団体が市民に参加を呼びかけ、積極的な受け入れを行います、という記載をさせていただいております。</p> <p>ではページをおめくりいただきまして、116 ページ。専門職支援関係者の育成と支援の方です。現状と課題の中では、民生委員・児童委員の皆さんの充足率は都市部等と比べて高い状況であるというところで、地域でさまざまな活動に取り組んでいただいているところです。</p> <p>ただ、なかなか人材の確保が難しいと言った声も、徐々に各地域で、ほかの市町村を中心に出てきているとお聞きしておりますので、そうした民生委員協議会での支援の拡充というものも期待されているところをご紹介しております。また、介護人材不足ですとか、あるいは多くの事業所で慢性的な人員不足等々が課題というところが認識されているというところですね、ヒアリング調査でも出てまいりました。そうした中で専門職・支援関係者の支援と育成について、どのように進めていくかというところですね、施策化していくのがこの項目になってございます。</p>
事務局（井田）	<p>それでは市の主な取り組みについて説明をさせていただきます。1 点、現状と課題について補足をさせていただきます。</p> <p>116 ページの民生委員・児童委員の候補者の人材確保が難しいというところにつきましては、他市ではなくて本庄市の自治会さん含めいろいろなところから声が上がっておるところです。事務局としてもそこを含めて支援を検討していきたいというところなんです。</p> <p>117 ページに市の主な取り組みとして四つ掲載をさせていただきました。民生委員・児童委員協議会の支援というのを①として設けさせていただきました、民生委員・児童委員さん個人の資質向上のための事例検討会であったり研修会というのも市が主催で行っていく必要もあるのではないかと考えておるところです。また、地域活動を円滑にしていくために、自治会連合会さんだったり、そういった地域団体の方と民生委員・児童委員協議会さんの方と意見交換会を主催する等、連携交流のための企画を今後も進めていくというところを書かせていただいております。</p> <p>その下から②、③、④と、特にこれは支援に関係する方を支援するための施策としてあげさせていただいております。まず②につきましては多職種連携のための研修会等の実施ということで、民生委員さんだったりボランティアさん等の支援関係者含めて社会福祉士、あるいは精神保健福祉士さん、または介護保険事業者であったり、さまざまその支援に関わるいろいろな専門多職種の方たちが一堂に会して、どういう形でこの事例に対しては支援ができるのかと言ったような検討を行っていく、そういった研修会の実施が必要であると考えているところです。また③といたしまして行政情報の活用支援というところで、やはり支援を行っていくためには地域の情報というのが不可欠になるかと思っております。個人情報保護条例等がございますので、なかなか出せる情</p>

	<p>報、出せない情報というのがあるんですが、行政が持っている情報で共有できるものについては積極的に共有をしていくという姿勢をここで示したいと考えておるところです。また④といたしまして、そこに関連してですが、先ほど齊藤会長からも意見がございましたが、個人情報の取り扱いに関して、個人情報保護条例の下のルールですね、支援に関係するルール作りというものを今後進めていきたいと考えておるところです。今後支援にあたって連携を進めていくためには、必ず個人情報を共有していく場面というのが必要になってくるという前提で、どこまでなら出せるのか、こういった手順を踏めば出せるのかというところを施策化していくというところを考えておるところです。次のページ、118 ページから社会福祉協議会の主な取り組みとなります。</p>
事務局（関根）	<p>はい、社協では主な取り組みとしまして二つ掲げております。一つが民生委員等支援関係者への支援ということでございまして、今現在も民生委員・児童委員の皆さまとは地域の見守り体制づくりに一緒に取り組ませていただいているところですが、これをさらに進めてまいりたい。またそのあり方についても、協議会の皆さんとも協議させていただきながら進めていきたいと考えております。そしてその活動支援も重要なポイントかなと考えてございまして、コミュニティソーシャルワーカーの業務の一つとしてこの福祉関係者、支援関係者の皆さまの支援が重要な役割かなと考えております。そして②ですが、多職種連携の推進、こちらは再掲ですので説明の方は割愛させていただきたいと思えます。</p> <p>その下ですが、地域での主な取り組みといたしまして、四つあげております。一つ目としましては、連携協力による支援ネットワークづくりに努めますというところ。そして、4 行目では、ボランティア等地域福祉実践者は他団体との横のつながりづくりに努めますというところを掲げてございます。</p>
事務局（井田）	<p>続いて基本戦略の 4 について説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>基本戦略の 1 から 3 までが具体的な支援の体制づくりであったり、サービスをこういうふうにやっていきますというようなことだったんですけど、基本戦略の 4 につきましては、それらの三つの戦略を効果的に進めていくための計画推進体制をどのように強化していくかというところを施策化したものです。</p> <p>まず一つ目が市の計画推進体制の強化です。120 ページをご覧ください。現状の課題といたしましては、計画を推進していくためにはどういったことが必要なのかということと、またそのための情報というものをどういうふうにとっていくのかということを書かせていただいております。具体的には PDCA サイクルに基づいて進めていくということであったり、あるいは計画の主体になり得る市民の方に周知啓発をして、あるいは活動の場を提供していくための取り組み。ただ新たなその課題に対応するための基礎調査をどのように実施をしていくのかと、そういうことです。</p> <p>重点的な取り組みといたしまして、一つ取り組みをあげさせていただきます</p>

	<p>たのが、計画進行管理組織の設置ということです。本日お集まりいただいておりますように地域福祉計画の審議会というような形で、このような第三者を交えた計画の進行管理組織を今後設置していくことを予定をしているところです。仮称ということで地域福祉審議会というように書かせていただいておりますが、地域福祉計画の進行管理点検評価から変更に至るまでこの審議会の中で審議をいただいて、それに基づいて施策を進めていくということを想定しております。またこの審議会の下部組織といたしまして専門部会というようなものを置かせていただいて、個別施策について全てこの審議会の中で行っていくというのはなかなか難しいと考えておりますので、個別の施策についてはこの専門部会の方を設置して改めて議論を進めていく。そういったことを想定しております。</p> <p>市の取り組みとしては121ページに主なものを掲載させていただいております。①としては、先ほど申し上げました進行管理組織において、毎年点検評価を実施していくということ。また計画の周知啓発を行っていくということ。また③、④は、これも周知啓発の一環ということで講演会、懇談会等を実施していくということです。また⑤といたしまして前回の審議会の方でも基礎調査の結果の中で触れさせていただきましたヤングケアラー、18歳未満の子どもや若者が家事や介護、しかも専門的な家事や介護というものになっている、そういった事例が本庄市の中でもございます。ですのでそういったところについて実態調査を行っていくというところ、新たな課題への実態調査への実施ということで掲載をさせていただいております。次のページ、122ページからは社会福祉協議会の機能強化についてです。</p>
<p>事務局（関根）</p>	<p>はい、122ページです。②ということで社協の機能強化です。</p> <p>社会福祉協議会の行っている業務といたしまして、自主事業、委託事業等ございますが、今業務の増大に伴いまして職員数も増加はしておりますが、全体的に職員数が足りているのか、あるいは取り組んでいる業務の内容がどうなのかというところの見直しが必要かなと考えております。また、社協の認知度ですね、このアンケート調査の結果、決して高いとは言えない。まあ低いという結果が出てしまいました。そうした中で社協の認知度向上も目標の一つに掲げていければと考えております。</p> <p>また今年3月に全社協より社協生活支援活動強化方針の一部改訂というのがなされまして、あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築という二つの重点的な項目があげられました。こうしたところに取り組むための社協としての機能強化が必要と考えているところです。</p> <p>お隣の123ページ、施策としまして四つ掲げてございます。一つ目としまして、業務財務分析や事務局体制の強化ということで、社協事業の点検整備見直しに取り組みまして、事務局体制の強化に努めたい。また社協の発展強化計画を策定いたしまして、業務の推進を計画化していきたいと考えております。②</p>

	<p>は再掲です。③社会福祉協議会の認知度の向上ということで、認知度の向上のために住民の皆さま向けのり講演会とか啓発活動、それから地域のイベントに積極的に参加してまいりたいと考えております。</p> <p>そして④としまして社協会の増強ということで、この認知度の向上等と関連してまいりますが、この社協の会員制度というものにつきましても周知をしてまいりまして、会員加入を呼びかけて会員数の増加、またその会費の増加に努めてまいりたいと考えております。</p>
事務局（茂木）	<p>それでは 124 ページ③、地域福祉財源の確保のページをご覧くださいと思います。まず現状と課題の部分ですが、市の課題として国や県などの交付金や補助金等を活用をしていきたいということ。社協の課題として、会員数を増やして増加させていきたいということ。それと赤い羽根の共同募金などのような寄付に対する市民の意識を高めていきたいという、そのような課題をあげさせていただきます。</p> <p>それと当日配布資料の②と⑥をご覧くださいと思います。まず当日配布資料の⑥の本庄市社会福祉協議会の決算状況等についてですが、こちら前回の審議会で検討させていただきますということになっていたと思います。その後社協の中で協議いたしまして、ご覧の二つ、掲載しております。過去 5 年間の決算額の推移のグラフ。それと平成 29 年度の社協の決算状況、金額と割合、パーセントを入れたものを掲載しております。</p> <p>それと当日配布資料の②をご覧くださいと思います。栗原委員さんからの意見で、2 ページ(6)になります。124 ページ③、地域福祉財源の確保についての部分になります。一つ目が社会福祉協議会の決算の内容は前回も質問しましたがまだ理解できず悩んでおります、教えてくださいというものです。栗原委員さんと実際にお会いしまして、具体的なお話をお聞きしまして、内容といたしましては社協のやっている事業、個別的な事業について収入の額と収入と支出、それとその事業が委託事業であるか自主事業であるかの区別したものを一覧にさせていただけるようなものを提示していただければという、そういうお話でした。時間が無くて、また内容も複雑ですので次回の審議会の方で出させていただきます。</p> <p>それとその下ですね、また旧本庄市と旧児玉地域間で社協費の募集方法が異なるため、今後検討が必要だと記載されていますが、現行の方法を教えてくださいということです。本庄と児玉地域で現行の方法は異なっております。いずれも自治会さんをお願いしているんですが、本庄地域につきましては自治会の世帯数によって一定額を決めましてそれを納入していただいております。また児玉地域につきましては自治会さんに戸別訪問していただいて 1 件ずつそれを集金して納入していただいております。このような違いがございます。記載方法につきましては少し検討させていただければと思います、よろしく申し上げます。</p>

事務局（井田）	<p>はい、地域福祉財源の確保に関する市の方の取り組みについて説明をさせていただきたいと思います。こちら三つ書かせていただきました。</p> <p>まず一つ目、地域福祉課が所管課でもございますが、地域福祉基金という基金がございます。こちらについて周知を図っていくことと、また寄付文化を醸成していくことを一つ取り組みとしてあげさせていただきたいと思います。また②市の事業における補助金等の活用ということで、市がなにがしか事業を行うにあたりまして、国や県の補助金だけではなくて、例えば昨年度実施をいたしました基礎調査にかかる費用も地域社会振興財団という公益財団法人の方からほぼ丸々補助金をいただきまして行っていったというようなものもございまして、いろいろな財源を確保していく方法というものを市の事業実施にあたっても行っていくというところの方針です。また同じく関係機関団体の方で事業等を行う場合にあっても、そういった補助金等が活用できるように市の方からそういった交付金、助成金、補助金等の周知を行っていくということをこちらに書かせていただいております。市の方の取り組みとしては以上になります。</p>
事務局（茂木）	<p>はい、続きまして社協の主な取り組みで、重点的な取り組みとして①から④まであげさせていただきました。まず①といたしましては会費寄付の確保。個人や団体等に積極的に働きかけて持続的な財源確保に努めますということです。②といたしまして事業の透明化。事業を透明化して理解と信用を得ることによって会費収入の増加を図りますということです。③といたしまして寄付意識の醸成。社協だよりやホームページなどを通じて寄付意識の向上や支え合い意識の増進を努めますということです。④といたしまして基金の適正活用。基金を適正に活用してボランティア事業であるとか社会福祉事業の推進をしていきたいと考えております。</p> <p>最後になります地域での主な取り組み。福祉関係の団体さんで寄付を募集する場合などにつきましては内容を明確にして理解を得るように努めますという、まず1点ですね。それと地域住民の皆さんは寄付についての理解を深めて募金活動に参加しますというのをあげさせていただきました。</p> <p>以上戦略の2から4までの説明をさせていただきました。</p>
事務局（関根）	<p>続きまして、当日配布資料2ですね。審議会委員事前提出意見についてこちらをご覧いただきたいと思います。</p> <p>4章までの中で2点ほどご意見を中でいただいたものがございましたので、意見の2ページをご覧いただきまして、一番下の段の栗原委員のご意見の中、(2)社会福祉協議会の取り組みについて委託事業と自主事業に区分し記載を行うというようなご意見をいただいております。こちら社協の取り組みについては、自主事業、委託事業の区別無く必要なものを掲載してございまして、幾つかの委託事業にまつわるものが出てまいりますが、それが委託事業であるといった旨の記載についてはその必要性を見ながら検討してまいりたいと思いますの</p>

	<p>で、よろしくお願いいたします。</p> <p>それと3ページをご覧くださいまして、鈴木委員のご意見の中で下から二つ目の二重丸、66ページからということで、その紹介するコーナー等設けられないかというようなご提案をいただいております。幾つか項目も紹介していただいているんですが、こちらについてはスペースの関係もございしますが、掲載できるものについては掲載する方向で検討をしてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局（井田）	<p>次に、事務局より最後に当日配布資料の③について説明をさせていただきたいと思っております。A3両面刷りの資料です。第5章計画推進体制をおよび点検評価という資料です。こちらについて本来であれば事前配布資料としてお渡しするのが筋だったところではございますが当日配布資料となってしまいました、申し訳ございません。</p> <p>第5章といたしまして、施策を管理していくのにどういふことをやるのかということ、第4章の基本戦略の4と若干かぶるんですが、章として独立をさせております。計画推進体制および点検評価ということで2点、計画推進体制と行動指針、また計画の点検評価という2項目で構成をされております。</p> <p>128ページ、129ページをご覧ください。1. 計画の推進体制と行動指針というところですが、基本戦略4の中で計画進行管理組織を設置するということは施策化したところですが、それに基づいてそれぞれの主体がどういふ方針で行くのかということをごちらに列挙をさせていただきました。基本的には各施策の中の地域での取り組みと齟齬の無いように書かせていただいております。市といたしましては公的なサービス機関の確保とそれから福祉意識の醸成に努めていくということ。また社協としては市民参加の促進や地域資源の掘り起こし開発等を進めていくということ。また教育機関では地域の中で互いに助け合う心を育てるといふ、これは福祉教育になります。また市民が身近にできることから地域活動に参加をしていく。地域活動団体、ここでは自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等を想定をしているところですが、活動内容を一層充実させて、地域福祉の推進を図ります。</p> <p>子どもから高齢者、障害のある人、生活困窮者等の相談機関ということで、これ、地域包括支援センターであったり、障害者地域生活支援センターというところが想定されますが、支援を必要とする全ての方々の相談に乗り、地域のネットワークづくりに努めます。医療機関については専門性を発揮して地域生活を支えます。社会福祉法人であったり福祉サービスにかかる事業者さんに関しては利用者の立場に立ったサービスに組み込み、かつ社会貢献の事業にも取り組みますというところを書かせていただいております。またそのほかの事業者の方、ライフライン関係であったり商店街の方であったり、コンビニ、宅配事業社等については、地域の一員として日常の仕事を通して地域の福祉課題解決につながるサービスを提供しますというところを書かせていただいたところ</p>

	<p>です。</p> <p>続いて 129 ページが計画の点検評価です。こちら先ほどご説明させていただきました基本戦略 4 と若干重複するところですが、市、社協含めての点検評価をどのように行っていくかというところでご認識いただければと思います。PDCA サイクルについて記載をさせていただいておりますが、その PDCA サイクルのイメージ図とそれから進行管理のスケジュールについて、中核である市、社協とあわせて市民参加のプロセスがどのようなものがあるかというところを、あわせて掲載をさせていただいたところです。</p> <p>計画進行管理組織の運営というのを 2019 年、来年度半ばごろから 2023 年まで 5 年間ずっと行っていきまして、各年評価を行っていくということと、そこにあたって市民参加のプロセスということでこの計画進行管理組織への参画、あるいは傍聴というようなどころを書かせていただいております。また地域福祉懇談会等、参加というのもこの計画への参画の一端かなと考えておりますので、そちらも掲載をさせていただいております。</p> <p>地域福祉計画につきましてはここまで説明をさせていただきました第 1 章から第 5 章まで。その後また資料編という形で計画策定体制がどうだったのかということであったり、この審議会の構成員がどうであったかということであったり、庁内検討会議の委員がどうであったのか、というようなどころを掲載をさせていただきまして、地域福祉計画として製本をさせていただきたいと考えております。</p> <p>計画素案の内容については以上とさせていただきます。</p>
議長	<p>はい、先ほど基本戦略 2 から 5 まで全て説明いただきました。その中から皆さんから意見等質疑がありましたら、挙手の上発言をお願いいたします。</p> <p>はい、鈴木委員さん。</p>
鈴木委員	<p>先ほどご説明の中の 106 ページなんですけど、私が事前に質問して、地域を元気にする福祉教育と福祉学習の展開がこの位置でよろしいのでしょうかという質問に対して、人づくりのことを全体的に書かせていただいたのでこの位置でいいですっていうご回答だったような気がするんですけど。人づくりについては 107 ページからスタートするのではないのでしょうか。106 ページに書いてある福祉学習ということを 107 ページ以降で詳しく書いていくような印象を受けるので、位置的にすごく違和感があるんですけど。スタートする前に事前についていう感じでプレ紹介みたいな形なのかどうなのか、それが違和感があります。それが一つ。</p> <p>それからもう一つは、基本戦略全般に言えることなんですけど、現状課題があってそれで施策という取り組みという形になっているんですけど、現状についてデータがあんまりない。あげてあるところもあるんですけど、少ないような気がするんですけどね。現状どうなってるのかというのが、データでもっと示してもらった方がいいと思うんです。アンケート調査はたくさん多用しているようです。</p>

	<p>が、それはそれで必要だとしても、例えばサロンの数が幾つあるのだとか、ボランティアの登録人数が何人あるんだとか、活動団体はどのぐらいあるんだとか、そういう数字っていうのは私が見たところ見当たらないんですよ。それで、現状課題でなくて、例えば取り組みの中にそういうのを入れてもいいのかもしれないと思っているんですよ。というのは、こういう取り組みをやりたい。今もうすでにやっているから、現状はこういう状態なんだ、それを充実させていきたいっていう内容で記載していただくか、これは全く新しいことなので安心のためにやっけていきたいっていうその辺をはっきり書いていただかないと、市民が見たときに、本庄の地域福祉活動というのはどのぐらいの規模で展開されていて、それに参加したいなと思う場合は、それを見ればそういう意欲が湧くわけですが、何も展開されていないのか、これからの話なのか、そういう判断をする必要があると思うんです。ですからそういう内容もデータをできるだけ、全部は無理かもしれませんが、入るものはできるだけ入れてもらった方が分かりやすいんじゃないかと思います。今まで皆さんから縦割りの取り組みしか無いとか取り組みの突っ込みが足りないという意見が出ていましたけど、そういうデータを入れたりすることによって、そういう面も充実させて欲しいなという、私の意見です。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは回答の方をお願いします。はい、事務局。</p>
事務局（関根）	<p>はい。まず、後半のサロンの数ですとか、ボランティアの人数の現状がどうなのかといったデータ等も掲載した方がいいというご意見をいただきましたが、そちらについては第2章の方で過去何年間かの推移をグラフでご紹介をしているところです。で、これまた再掲するにはスペースの関係もございますので、よろしければそうしたデータが何ページに載っているという旨を少しここに書き込められたらと思うんですが、そんな方向でご検討をさせていただけたらと思います。</p>
栗原委員	<p>全体資料の、例えば何ページにあげた方が、全体資料があるかどうか別なんだが、分かりやすいんじゃないかな。</p>
議長	<p>もう一つはいかがですか。</p>
事務局（関根）	<p>はい、106ページにつきましては、ご意見としまして、実際人づくりに関しての内容が基本戦略3以降に出てまいりますので、それについての説明ということでここでもよろしいのかというふうなご質問をいただきましたが、こちらについても改めて検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>

議長	はい、鈴木委員さん、どうぞ。
鈴木委員	先ほどのデータの関係なんですけど、やっぱ見る人のことを考えるとあっちにもこっちにもというのはやめた方がいいと思うんですよね。まあ、全部が全部細かく全部入れる必要は無いですが、基本的な部分は現状書く中で再度触れてもいいと思うんですけど。それは、実際書いてみてということもあると思うんですが。こっちにあるから全部こっちを見てくださいというやり方はあまりやんない方がいいと、私は思います。
議長	はい、事務局。
事務局（井田）	内容について改めて確認をさせていただきまして、文章の中で数字に触れるというようなそういうような書き方についても検討させていただければと思います。例えば、現状の中で、本庄市にはボランティアの登録されている方が何人ぐらいいますが、というようなそういったものを文章の中に盛り込んでいくというような形が入れられることについては、検討させていただければと考えております。
鈴木委員	ありがとうございます。じゃあ、そういう方向でお願いしたいんですが、今私が言ったのは例ですからね、ボランティアのは。ほかにもたくさんあるんですよ。ですからそれはちゃんと市民が読んでいて、こうやって前の何ページをまた見ろっていうんでなくて、それは配慮してやっていただきたいと思います、お願いいたします。
議長	はい、他にございますか。はい、種村委員。
種村委員	今日の資料の第5章なんですけど、内容的な話じゃなくて書き方の問題だと思うんですけど。丸がついてて、市、社会福祉協議会、教育機関、市民、市民活動団体の対象が自治会うんぬんと書いてある。次、子どもから高齢者、障害のある人、生活困窮者等の相談機関というのが、本来先に相談機関としての対象となるのが子ども、高齢者、障害のある人、生活困窮者って書くんじゃないの、普通。ここだけ特別に、違う扱い方になるのが。障害者と生活困窮者、一緒にされるのも違和感というかおもしろくないけど、これはこれで実際の相談業務になるから良しとするんですが、順番からすればそんなような順番が普通ではないですか。ここだけ特別に変えられると意識しちゃうよね。はい、以上です。
議長	はい、事務局より回答をお願いします。

事務局（井田）	こちらについて書きぶりを再調整をさせていただければと思います。
議長	確かに違和感があるかもしれないですね。よく考えて書いてください。はい、ほかにはございませんか。 はい、岡芹副会長。
岡芹副会長	今日の資料の第5章128ページ、社会福祉法人等とある、利用者の立場に立ったサービス展開、確かに利用者へのサービスは大切ですが、最近はまだ単にサービスでなくて自立支援サービスというのが一つのプレゼンスになりますので、このところは利用者の立場に立った自立支援サービスと言った方がいいかなと思います。
議長	はい、事務局。
事務局（井田）	はい、そのように修正いたします。
議長	はい、ほかにはございませんか。はい、栗原委員。
栗原委員	<p>時間もだいぶ長くなってしまって。今、鈴木委員が言われたようなことってというのは、たぶん計画をこう実施したら市の福祉関係の係数、サロンなら今あるサロンが幾つまで拡大されるんだとか、そういうものがこの計画にはいっさい出てこないんですよ。だからどこを目標としてやるんだろうかと。いや、この計画でこれだけ施策としては織り込んだらうけど、どこまでやれば満足度が100パーなのか、80パーなのか。われわれがもしこの審議会で経過を評価するよと言っても、評価する基準が何も示されていないんですよ。非常にそういうことはこの計画全体に言えることなんで、例えば市の財政計画というのが前回の資料で出てますが、特別会計の数字は自然体で動くしかないんで、そんなん将来予測はできないですが。じゃあこの計画を遂行するにあたって、市の民生費というのはどういうふうに移すんだろう？あるいは民生費の財源はどうやって調達できるんだろう？そういう姿は示させていないですね。</p> <p>あるいは社協の決算書面、それはやっぱり前の計画に出てくるんですけども、25ページに。じゃあここで言ってる29年度の社協の決算状況というのは、このような計画を遂行していった5年後にはどういうイメージの社会福祉事業の形になっているのか、係数で示されていないんですよ。やっぱり普通、会社で何か計画があったら、計画の言葉と一緒に、じゃあ係数はどういうふうに移すのか、どういう部門が縮小するのか、あるいは新規にどういう部門が入ってくるのか、というのが明示されないとなんか抽象的でイメージができていないんですね。だから私は分かりにくいんですよって言ったのも、その市と社協</p>

	<p>の関係が、市がやるべきこと、社協が取り組むべきこと、これ、ほとんどかぶっているんですよ。その中で、じゃあ市がどう財源調達して、社協に委託事業として回すのか、それが非常にこの中では見えにくい。決算として結果が出てくるかしらん。計画なんですから、やっぱり指数目標をこのどこかで置くということでない、なかなかこの計画がどんな規模で最後、福祉という地区の分野において位置づけられるんだらうなというのが、イメージしにくいんじゃないかなあと思って、まず見ております。</p> <p>それと全く形式的なことで申し訳ないんですが、これ今当日資料で 128 ページでこういう計画推進体系と行動指針というのをいただいて、この中で丸、丸、丸と来て、最終のところでは事業者という言葉が出てくるんですね。この事業者ということと、事前資料でいただいた 116 ページで第 4 章基本戦略 3 で、この②専門職支援関係者の育成と支援という最後のヒアリング調査の結果、多くの事業所で、とここで説明しているこの事業所は、この事業所とイコールなんですか。この事業者と事業所というのは、意味が違うかどうか分からないんですけど。</p>
議長	事務局、その辺りについて、教えてください
事務局（井田）	<p>今のご意見について、検討させていただきます。</p> <p>また、116 ページにございますヒアリング調査の結果から文章の事業所につきましては、相談支援関係の事業所です。ですので、128 ページにございます一番最後の丸の事業者とはまた別です。</p>
議長	栗原委員さん。
栗原委員	<p>なにか修飾語を付けてくれると分かりやすいんだけど、事業者ってぽんと出てくるとどういう意味なのか。施設事業者なのか、そういうところも曖昧になってしまう部分があるので、なるべくカテゴリーが分かるように努力していただけたらと思います、以上です。</p>
事務局（井田）	はい、ありがとうございます。
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>はい、齋藤委員さん。</p>
齋藤委員	<p>もう最後だね。簡単に、教えてください。すみません、122 ページの社会福祉協議会の機能強化という部分で現状と課題の中で、一番下にアンケートを採っていますよね。で、社会福祉協議会に期待することはどういうことですか、気軽になんでも相談する、できるといいね。だいぶ社会福祉協議会もそうして来たね。そういうことなんですけど、</p>

	<p>今度は 63 ページの方のアンケート調査の結果を見ると、相談できる場所として社会福祉協議会、残念ながらペケなんだよな、2.2%。われわれ自治会もそう。残念ながら。これ、こんなに違う数字ってどういうことなんですか？</p>
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局（関根）	<p>はい。これはですね、あくまでも住民の皆さんのご回答いただいたアンケート調査の結果によるところですが。日ごろ、日常的生活の中で何か困りごとが発生したときに、どんな方に相談しているかというふうな結果が先ほどの 63 ページの結果です。あらゆる相談相手が、身近な方からさまざまいらっしゃる中で、ここで社協に相談される割合では 2.2 パーセント、最下位という形になってございます。</p> <p>そうした機関よりも、傾向としては家族親戚、まあ友人知人、身近な方々にまず相談するという方が圧倒的に多く、そしてそんな中で 3 位にかかりつけ医師というふうなところがございます。</p>
齋藤委員	簡潔をお願いします。
事務局（関根）	<p>そうですね。そうした中で、この結果としましてはそうした相談機関に相談されるというふうな傾向が少ないというところがあるかと思えます。その一方で社協にどんなことを期待するかというところで、このなんでも相談できるような体制をつくって欲しいというようなことが上がっています。</p>
事務局（井田）	<p>補足で説明をさせていただきます。63 ページにございました社会福祉協議会に対して、なかなか相談ができないという結果につきましては、これはあくまでも現状そういう機能が社協にはなかなか無いのかなと市民が判断しているということです。で、122 ページの社協に期待することということは将来的に社協にこうあって欲しいと市民が感じているということだと認識をしております。</p>
議長	はい、ほかには質疑等ありませんか。高橋委員さん。
高橋佑委員	<p>はい。聞けば聞くほど深いなと思ったんですが。これは実現するためにあるという、最終的な数値目標になるか分かりませんが、数値目標にできないものがあると思うんですが。これは市としてはこれをやるというのが、今出てきたこの基本戦略の中の市がやるという施策なのか幾つかそれぞれ重点の取り組みがありますが、これを基本的には市としてこれはやりますというのが基本的な方針。そして社協という立場で重点的な取り組みをします、機関としてですね。市と社協がします。そして最終的にその下のページにある地域の主な取り組み</p>

	<p>とありますね、これはあくまでも立場として市民がこういうことをやってくださいという意味で捉えた方がいいのか、現状なのか。つまり「市はこんなことをやります。社協はこんなことをやります。市民はこんなことをやってください。そうすると本庄市の地域福祉がうまくいきますよ」という意味で、この地域での主な取り組みなのだとして取り上げていいのか。</p> <p>つまり人から聞いたときに、「そういえば高橋さん、結局、われわれ何をやればいいの？」と「市はこんなことをして欲しい、社協はこんなことをして欲しい、われわれはこんなことをすれば本庄市は良くなるんだよね」ということを、われわれがこう決めていくことなのか。私はこの下の地域での主な取り組みってすごく重要なことだと思っているんですが、それをどういうふうに捉えたらいいか、教えて下さい。</p>
議長	はい、事務局、回答をお願いいたします。
事務局（関根）	<p>はい。地域での主な取り組みにつきましては、先だってお忙しい中、委員の皆さんにさまざまな取り組み可能な部分についてアンケートを採らせていただいたところですが、そうした内容なども踏まえまして入れ込ませていただいたものです。まさに今、高橋委員がおっしゃったように、地域の皆さんにこれをやっていただきたいこと、ということで掲載をしているところです。</p>
議長	高橋委員さん。
高橋佑委員	<p>であれば、これが例えば百何十ページあってもなかなか読まないですよ。現実、読まないと思います。だったら、ダイジェスト版で、「市はこんなことをやります、社協はこんなことをやります、たがら市民の皆でこんなことをやりましょう」というのを、今のような部分を要約をしながら、もっと分かりやすく絵にするのか、分かりやすくしたものを市民に配って、「これをやると本庄市が良くなるんだよ」としての方が現実的な取り組みになる。</p> <p>これは書いてありますが、なんか具体的なものがなかなか無い。計画の中にはなかなか出しにくいと思うんですよ、約束するわけですから。大枠の約束はできますが、具体的な部分として、して欲しいところをもう少し具体的に書かれた方が、市民もやりやすい、われわれもやりやすい。もっと言うのは企業であれば、市としては建物の中のトイレはこうしろ、ああしろって言えないが、ぜひ市民としてはやろうぜっていうような。例えば実は私、トイレに行ってみたんですが、ここのトイレはウォッシュレットは1個も無いんですね、ここの建物の中にね。たぶんすごく不便なんだろうなと思いつつ、一つとってもですね。ここ、公共施設なんで、一つ直していければと思いましたが、思いました。われわれが何ができるかを提案していただきたいと思っています。以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>高橋委員さんの方からありましたが、われわれ、この審議会で策定するに関わった第一人者、なのかな？この委員の皆さん全員が。そうしますと、いよいよもう少ししたばこの計画ができあがります。それでできあがった後に、じゃあわれわれはこの一つ一ついつもこの教科書を持って、地域の皆さん、こういう取り組みをしてくれ、ああいう取り組みをしてくれって言うわけにはいかないと思うんですよね。</p> <p>かと言って、ここに関わった委員の皆さんは、この福祉っていうものについて、地域で今後もやはりやっていかないとならないという責務を感じているのかなあと。私もそうです。であるならば、まずは地域の方々はこういうことをやってくれ、地域はこういうことをやるんだよ、ということ、まずは委員の皆さんにもっと分かりやすく。例えばこの計画が策定し終わった後も、われわれが地域で、こんなことを皆さんにお願いしたいということと言えるような、そういうもっと分かりやすい、簡素化したものを皆さんにまず提示してもらいたいなあと思うんですよ。</p> <p>関心のある方々ですから、もちろん自分たちで関わった計画ですから。そこからやがて広がっていくのかなと思うんですよね。計画ができあがったからって、市の方で、さあ、こうやれ、ああやれって地域に出してみても、皆さん、そんな読まないと思いますよね。だったらまずここにいる皆さんがその第一人者になっていく、そういうふうに。せっかくですから委員を使ってください。そうじゃないと損だと思います。</p> <p>たぶん、高橋さん、そういうこともおっしゃりたいのかなあとというふう思うんですよ。</p> <p>またもっとわれわれだけじゃなくて、いろんなところに広げるために、市の方でもっと地域にやってもらいたいこと、これ教科書できあがっただけじゃ、市民は誰も読まないと思います。私も委員という立場ですが、さまざまな計画がありますけれど、隅から隅まで見ません。やっぱり見ている時間が無いという。ですからもっと分かりやすく、市民の人に理解してもらえ、協力してもらえように、そういうものをやっぱり作ってみてもいいのかなあとと思います。検討をお願いします。いいですか。</p>
<p>事務局（井田）</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事務局（井田）</p>	<p>今いただいた意見に関して、1点ございます。実はこの計画書につきましては、概要版の作成を予定しております。そちらを市民、全世帯に配布を考えておるところです。ですので、いろいろな機会を捉えてこの計画について、市なり社協なりからご説明をしていくというの</p>

	<p>はもちろんなんですが、そういった形で分かりやすい資料の配布もあわせて進めていく予定であることにつきまして、ご理解いただければと思います、以上です。</p>
議長	<p>ほかには質疑等ありませんか。もし無いようでしたら。はい、高橋委員さん。</p>
高橋佑委員	<p>はい、これはわれわれがどうすべきかって、いろいろ書いてもいろいろできないんですよ、現実生活の中では。例えば先ほど民生委員さんの話があって、隣の人のことがなかなか分かんないとか、情報があるんであれば全体的にはできませんけど、「市民は近所の人たちと仲良くなろうぜ」とか、「近所の人と挨拶をしようぜ」とか、「近所のおじさん、おばさんぐらい、70歳以上のなんとかっていうのがあるで、そこんちのところぐらい助けるような市民になろうよ」っていうぐらいのことをしようってすれば、いちいち細かいことがどうこうよりもなんか解決というか一歩進むような気がしますね。本庄市民は社会福祉の計画がいろいろあるが、「もっと地域に興味を持とうよ」って「地域の人に興味を持とうよ、隣の人は知らないというのはやめようよ、本庄ぐらい」っていうようなことの中で何をやるかってした方が、全て私は解決するので、ダイジェスト版をただ単なる教科書の部分の概要であってね、もっと具体的に、市ではできないのかな？ やりにくいと思いますよ。でも、そんなふうな町になった方が分かりやすいと思うんだな。施策の発表などして欲しいなと思います、意見ですよ。最後です。以上です。</p>
議長	<p>ほかにはございませんか。無いようですので、これで閉じさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>－異議なし－</p> <p>それでは基本戦略2以降の質疑これで終結させていただきます。</p> <p>次にその他といたしまして、次第4-1の次回審議会日程につきまして、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局（五十嵐）	<p>はい。皆さま、ご苦労さまです。</p> <p>次回の審議日程に入ります前に、おわびを申し上げたいと思います。当初は、3月のパブリックコメントの後に5回目をやって、それで終了という予定でしたが、事務の運営上の都合でどうしても1月中に1回と、パブコメ後に1回、やらざるを得なくなりました。申し訳ございません。それで、とりあえず1月中にも第5回目を計画いたしました。パブコメ後に第6回を計画しております。まことに申し訳ないです。</p> <p>で、1月の日程調整なんですが、また事務局の都合で申し訳ないんですが1月9日水曜日、場所は同じです、セルディです。皆さまのご都合はいかがでしょうか。1月9日水曜日です、1時半、場所はここです。失礼しました、という日程調整、会長お願いします。</p>

議長	<p>はい、それでは事務局より1月9日水曜日セルディでいかがでしょうか、という案ですが、皆さん、正月ですからなかなか忙しいと思いますが、日程の方、どうでしょうか。おそらく時間は1時半からになるかと思えます。都合の悪い方、いらっしゃいますか。</p> <p>皆さん、都合の悪い方、いますか、よろしいですか。</p> <p>—問題なし—</p> <p>それでは1月9日水曜日セルディで1時半からということで第5回の審議会開催させていただきます。</p> <p>次に次第4-2、その他事項として委員の皆さんから何かありますでしょうか。無ければ次に事務局の方から何かありますか。はい、どうぞ。</p>
事務局（井田）	<p>事務局の方から1点ご連絡と言いますか、先ほど来ご説明の中で現在コンサル事業者にデザインについての委託の方、構成、文書推こうをあわせて委託をしているとご説明をさせていただいていたかと思えます。本日当日配布資料の④といたしまして、こちらサンプルですが、こういった形に計画になるのかというところをA4で。小さくなってしまいたいへん恐縮なんです、サンプルの方を提示をさせていただきたいと思えます。おおむねこういった形になって、次回審議会で皆さまの方に計画書、全て提示をさせていただくことになろうかなと考えておりますので、ご了承をいただければと思えます。</p> <p>もう1点ございまして、当日配布資料の⑤です。A31枚ですが、基本戦略1の前の部分に、コラムといたしましてコミュニティーソーシャルワークというものに関して解説文を入れさせていただきたいと考えております。こちらについては複合課題に対して、全てまるごと受け止めていくというようなところを、コミュニティーソーシャルワークというふうな形で言っているわけなんです、今回の計画の中に概念として通底しているものですので、こちらについてコラムとして挿入をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。事務局の方から以上となります。</p>
議長	<p>ほかにございますか。無いようですのでこれを持ちまして全ての議題を終了し、議長の座をこれにて下ろさせていただきます。皆さまのご協力をいただきましてありがとうございました。</p>
事務局（塩原）	<p>ありがとうございました。長時間にわたり、お疲れさまです。それでは閉会を岡芹副会長よりよろしくお願いいたします。</p>
岡芹副会長	<p>今日は皆さん方いろいろ意見が出たと思えますが、いよいよまとまってきたと思えます。本日はどうもお疲れさまでした。以上にて閉会をいたします。</p>

以上